

りゅうぎん調査

No.458
2007

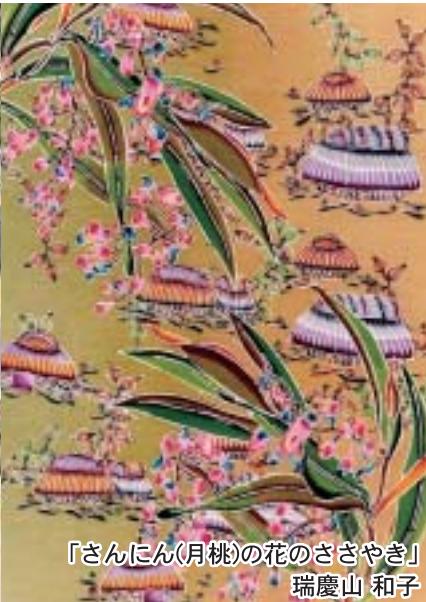
12月



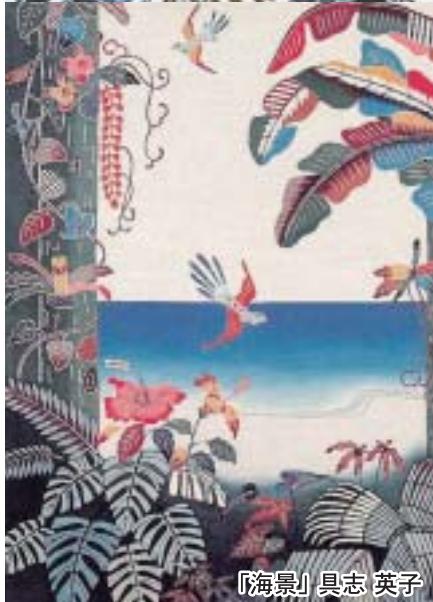
「アカシヨウビン讃」中村 玲子



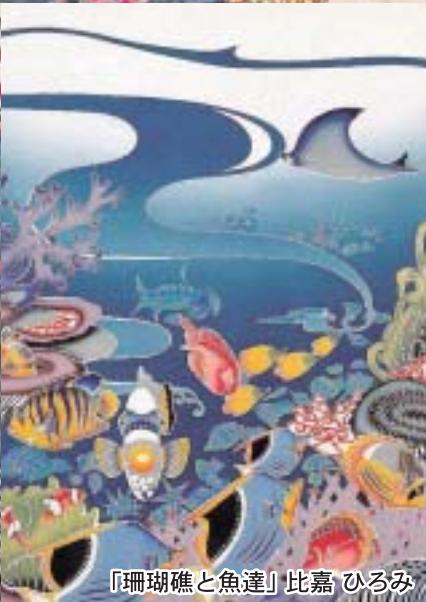
「夏日」当間 光子



「さん(月桃)の花のさやき」
瑞慶山 和子



「海景」具志 英子



「珊瑚礁と魚達」比嘉 ひろみ



「花まる」黒田 紀子

■ 経営トップに聞く

株式会社 薬正堂

■ An Entrepreneur

有限会社 スタプランニング

■ 寄稿

土壤保全戦略に係る研究

■ 経済レポート

改正建築基準法が

沖縄県経済に及ぼす影響について

RRI
No.017



Okinawan Economic Review

2007.12 No.458

RRI No.017

CONTENTS

※目次(CONTENTS)の各タイトルをクリックするとそのページにジャンプします。

経営トップに聞く 株式会社 薬正堂 01

～あらゆる質の高いサービスの創造と奉仕の精神を持って人々の
心と体の健康をお手伝いする“かかりつけ薬局”を目指す～
代表取締役社長 宮里 敏行
みやざと としゆき

An Entrepreneur 06

有限会社 スタプランニング

～「起業家訪問」土地購入から資金計画までをトータルプロデュース～
代表取締役 赤嶺 剛
あかみね つよし

寄稿 土地保全戦略に係る研究 08

沖縄大学 准教授 朝賀 広伸
あさが ひろのぶ

アジア便り 大連 20

～中国における労働契約～ レポーター：宮里 琢己（琉球銀行）
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司大連支店にて研修中

経済レポート 23

改正建築基準法が沖縄県経済に及ぼす影響について

～その影響が年度末まで続いた場合、最大で2,020億円のマイナス効果～

りゅうぎんビジネスクラブ 27

「事業承継セミナー」開催レポート

沖縄県の景気動向（2007年10月） 28

～観光関連は引き続き好調に推移し、消費関連は底堅く推移しているものの、
建設関連は弱含んでいることから、拡大の動きに一服感がみられる～

経営情報 税務：償却資産税 42

～法人や個人事業主は毎年1月1日現在で所有している償却資産を、
その年の1月31日までに市区町村に申告する必要～
提供 太陽ASGグループ ASG税理士法人

学びバンク 44

- ・中小企業の事業承継対策～資産と経営別に施策～
琉球銀行企業支援部金融サービス室調査役 大城 康之
- ・浦添市てだこホール～新たな文化の拠点へ期待～
琉球銀行牧港支店長 永山 孝
- ・魅力ある南城市～日本一元気な市に期待～
琉球銀行佐敷支店長 石垣 永信
- ・整備進む那覇港～県経済の発展にも寄与～
琉球銀行商業団地支店長 伊佐 博

経済日誌 2007年11月 47

県内の主要経済指標 48

県内の金融統計 50

経営トップに聞く

第15回 株式会社 薬正堂

あらゆる質の高いサービスの創造と奉仕の精神を持って人々の心と体の健康をお手伝いする“かかりつけ薬局”を目指す

株式会社薬正堂は1984年(昭和59年)7月に個人薬局として創業、現在「すこやか薬局」のブランド名で県下全域に薬局展開している。地域医療への貢献、医療機関への情報提供、医療関連ビジネスとの連携を経営目的に掲げ、創業以来順調に拡大し、調剤薬局としては県内最大規模を誇る。沖縄市知花の本社に宮里敏行社長を訪ねて同社の設立経緯、現状と課題、将来ビジョン等についてお聞きした。

▶ インタビュー：社長 佐喜眞實 ▶ レポート：企画部長 具志堅勇

御社設立の経緯等についてお聞かせください。

もともと私(宮里社長)は薬の卸問屋に勤務していました。勤務の傍ら、調剤薬局の開局を手伝う機会がありました。たまたまその調剤薬局の運営が難しくなってきたことから、私に譲渡の話がありました。これを引受けたのは、1984年(昭和59年)7月のことです。

宮里薬局として保険調剤薬局の経営をスタートし、翌1985年(昭和60年)3月にはこれまで勤めていた卸問屋を退職し調剤薬局の本格的な開局を行ないました。

その他にも、薬局経営をスタートした年は父が50歳で他界するという人生を考える大きな出来事もあり、独立の気概を強く持っていた私にとって、これが転機となり独立を果たしたのです。丁度その時期は、当時の厚生省が医薬分業を推進し始めた頃でしたが、医薬分業の認知が低く、調剤薬局は当時の沖縄県内でわずか3店舗程度でした。

医薬分業が進められた背景には、それまでは院内処方が主流であったことが影響しています。

会社概要

商 号：株式会社 薬正堂
所 在：沖縄県沖縄市知花6-25-12
連 絡 先：098-934-3654
設立年月日：1984年(昭和59年)7月
資 本 金：20,000千円
役 員：代表取締役社長 宮里 敏行
ほか取締役4名
従 業 員：150名(平成18年12月現在)
年 商：27億円(平成19年9月期)
営 業 所：調剤薬局県内19店舗
「すこやか薬局」グループとして県下全域にて営業展開
そのほか提携会社として医療コンサルティング等を業とする(株)チグサも設立
事業内容：保険調剤薬局の経営、医薬品の卸し及び小売

病状によって利用する病・医院が異なる上、行く先々で薬の処方が施された結果、薬漬け医療が多く見られました。特に病・医院を頻繁に通うご年配者にとっては、診察料金に加え、薬代金も請



宮里社長

求されることから医療費の増加を招き、日本の財政圧迫要因の一つに繋がったのです。

一方で、日々高度化する薬剤や1993年(平成5年)に起きたソリブジン事件な

どの薬害問題がありました。

このような様々な問題のある状況を改善するため、薬は専門家である薬剤師に管理させる動きに繋がりました。これを受けて、私は調剤薬局の将来展開を考え、近隣の病院・医院等に話をもちかけ、分業のメリット、私の考え方、姿勢について説いて回り、先述の宮里薬局とは別に小児科医院の調剤薬局を開局し、名称も「すこやか薬局(1号店)具志川店」としました。

私自身薬剤師ではありませんので、医療経営について勉強し、コンサルタントの資格も取得しました。医療は一種の統制経済で、国が価格を決め、今後の方針等も決めていくものです。医療経営は、厚生行政の動きや流れを早くつかむことがコツであり、また、病・医院にとって処方せんをだすことが薬価差益より利益率が高くなるよう行政側が利益誘導し、医薬分業をしやすくした面もあります。一方で調剤薬局を運営するには、薬剤師の育成も必要になります。一つの薬局だけではこれら薬剤師の育成、研修制度の確立、質の向上等を行なうことは難しいので、多店舗展開、スケールメリットを追求していくなかでこれらの体制の確立が必要だと考えました。この考え方が「すこやか薬局」のグループ展開に繋がっています。また、医療経営のコンサルタントを行なうなかで、開業についての相談、具体的には場所の選定、人事管理、資金繰り等の相談を受けているうち、相手との信

頼関係を作ることができました。そのことによって、新設病院・医院の調剤薬局を任せてもう流れをつくることも出来ました。医師は診療技術は得意でも経営管理等は不得手な場合が多く、そこで私が相談をうけ、アドバイスを行ないます。病・医院設立に当たっても、従来でしたら自分で土地を確保し、建物も自前で造っても何ら問題なくやっていました。しかし、最近では病・医院経営も苦戦を強いられる時代となっていることもあって、初期投資を抑えテナント方式の開業を推奨しており、実際に増えてきました。医薬分業は国策のため、公立病院はその流れに従わざるを得ない状況にありましたが、古くからある民間の大きな病院では依然院内処方が多かったことを覚えていました。いずれ医薬分業の流れに乗ることはわかっていましたので、前もって立地の良い場所を確保し、民間病・医院からの処方せん受入れの体制を作っていました。それでも本社所在地にある調剤薬局は大手民間病院からの処方せん受付ができるまで3年を要しました。

医薬分業は昭和59年以前からあったのでしょうか。

欧米等の先進国では医薬分業は当たり前でしたが、日本では、院内処方が当たり前で、医師の処方どおり、薬が出されているか、患者さまに正しく飲まれているか等の不安がありました。院外処方に対する抵抗感から日本や韓国では医薬分業の体制が遅れていたようです。しかし国の政策で院外処方を推進する流れになり、院外薬局・薬剤師と病院・医師との連携体制も確立され、次第に院外処方が増えてきました。

御社の事業展開についてお聞かせください。

院外の調剤薬局も現在では全国平均55%、沖縄県は約70%まで普及し、ほぼ完全分業の状況

にあります。従って、今後の新規開拓の余地はあまりないと思われます。

今後は患者さまから選ばれる薬局、かかりつけ薬局を目指していく必要があると考えています。

例えば、当社では薬局内にフロア係を配置し、困っている患者さまのお手伝いや、長くお待ちの患者さまへ積極的に声をかけ、飲み物のサービスを行なっています。また、お子さまづれの患者さまへは手続きの間、お子さまの世話を行なっており、ご利用の患者さまより喜びの声をいただきました。先日、インターネットへの投稿を見つけました。

また、私が出演したラジオ番組でその投稿を紹介したところ、ラジオを聞いていたリスナーの方より「いい話を聞けて感激した」「そういう薬局は是非寄ってみたい」と更にうれしい投稿をもらうことができ、会社方針は間違っていたなかったと認識することができました。



本社保険調剤部

時間外・休日及び夜間の緊急時の対応もなされていますね。

営業時間外、休日、緊急時に対応するべく19店舗の薬局ごとに携帯電話を薬剤師に持たせ24時間患者さまの対応ができるようにしています。お子さまの急な発熱や、飲み残し・使い残しの薬の使用可否についての問い合わせへの対応等に努めています。薬局はもともと薬を販売する場であり、その点からすると商人なのでしょうが、今後は単に薬を売るだけではなく、医療人として、事後の対応、緊急時の対応もしっかりと果たしていく

必要があろうと思います。

そのためには、薬剤師は薬学のみ習得すればよいと考えるのではなく、栄養学や飲み合わせの影響等もしっかり把握できることが求められてきます。大学の薬学部も従来4年制でしたが、現在は医・歯学部同様6年制になりました。薬剤師は非常に重要な役割を担ってきます。繰返しになりますが、「商人から医療人へ」変わることが必要でしょう。

2008年(平成20年)診療報酬改定が目前に迫ってきましたが…。

2006年(平成18年)度にも診療報酬の改定がありました。医療財政は決して好転していません。そのため、厚生労働省は2008年(平成20年)度改定を決定しました。医療費32兆円のうち、6兆円は薬代で、医療費抑制のため、2008年(平成20年)は薬価及び調剤報酬の引下げ、ジェネリック(後発の安い)薬品の使用促進で1,200億円の削減が義務付けられました。今後、顧客単価は安くなり、調剤薬局運営も厳しいものがあります。しかしながら、一方では、少子高齢化社会を迎えることから、病・医院、薬局を利用する機会が多くなることが予想されます。今後増加が予想される患者さまを如何に獲得するか、在宅介護への対応等、むしろ収益増強のチャンスもあります。患者さまの視点にたった「かかりつけ薬局」の実現により、その達成は充分可能だと確信しています。

他方、来年4月から40~74歳までの被保険者および被扶養者を対象に、内臓脂肪による肥満(メタボリック症候群)をターゲットにした新しい「特定健康検診・特定保健指導」が始まります。これらは行政が主導になり行なわれ、栄養指導を含めた窓口での指導に薬剤師がどう関わるかにより調剤薬局の役割も重要になってくるものと考えています。この新しいシステム

への対応も今後の業務拡大のための施策の一つになろうかと思います。

電子マネー Edyも全国の薬局で初めて導入されましたね。

薬の代金は保険で大半が賄われるとはいえ、会計が出るまでどの程度の金額を請求されるのかわからず、手持ち金が不足しないか不安になる方もいらっしゃると思います。

電子マネーEdyをお持ちの方は、たとえ不足分があったとしても、電子マネーで支払うことができるような環境の

提供にと考え、全国でも初めてとなりますが、2007年(平成19年)8月2日より全19店舗中、13店舗で取扱っております。

沖縄初のドライブスルー処方せん調剤を北谷店で始められましたが…。

これも患者さまの視点に立ったサービスの提供という点で考えたものです。沖縄県は車社会です。天気の悪い日やお子さまと一緒に、車を降りず処方された薬を受取れるようにしたいと思い、ドライブスルーを探り入れました。

薬の渡し方にもいろいろあろうかと思います。例えば、宅配とか、なかなか休みの取れないビジネスマンであれば診察を終え、職場に戻り、そこから事前にFAXで処方せんを流しておき、仕事帰りに待たずに受取る方法もあるのかなと思っています。いずれ実現できると思います。

平成18年に情報処理機構よりIT企業100選に選出されたようですが？

在庫管理システムが評価されました。スケール

メリットによるコスト削減、そして専門性と質の高いサービスで顧客からの信頼を獲得することを目的に19店舗をネットワークで結んだ在庫管理・自動発注システムです。

当社の場合、1店舗あたり約千種類の医薬品を扱いますが、各店舗でそれぞれ在庫を持つと、かなりの量になります。これを一箇所で統一管理することにしました。狙いは各店舗ごとではなく、全店舗の合計値で適正在庫を持ち、発注を集約し会社全体の在庫量を減らすことにあります。これはキャッシュフローの改善にも繋がります。これまで2ヵ月分あった在庫が、今では2週間分程度まで圧縮することが出来ました。

研修会、勉強会等にも力を入れておられますね。

やはり患者さまの視点に立つためには接遇の研修も必要ですし、薬剤師としての質の向上も必要です。そのためのステップアップ研修を実施しています。特に各薬局には責任者としての管理薬剤師が必要になります。管理者研修により、その育成にも努めています。これらの研修は県外及び海外含めて毎年実施しています。海外にでることにより先進地域の刺激を受けますので、モチベーションを上げることにも繋がります。また、各職員には年1回の経営報告会で会社の業績についても情報開示しており、さらに全体会議で医療行政の動きや社内の状況についても周知し、情報を共有化するようにしています。



薬局内風景

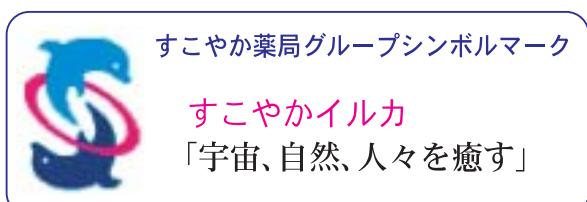
社名の由来は？

薬局の名称の「すこやか」は1号店を開局したのが小児科医院の調剤薬局であったことが関係しています。当時ひらがな名の薬局は殆どありませんでしたが、「すこやか」薬局というネーミングはとても良かったと思っています。その後、同じようなひらがな名の薬局が増えましたし、とても親しみやすいものだと思います。当社の「薬正堂」の正は、正月の正ですが、その字は一に止まるときります。正月は一年に一回は止まって考える月とう言う意味があるようです。一年の計は元旦にありというように初心を忘れずにということを中心掛けており、また、正しい薬(を出しましょう)という意味を込めて「薬正堂」としました。

他の薬局では地域によって変えるところもあるようですが、当社の薬局は「すこやか薬局」で統一しています。すこやか薬局全体で一人の患者さまに何ができるか、最善の対応ができるよう、辛いところに手が届くように、薬のことで困ったら「すこやか薬局」へ相談すれば解決できる、などと潜在意識に訴えられるものになればとの考えが根底にあります。

シンボルマークも変わっていますね。

これは社内公募したもので、「すこやかイルカ」をシンボルマークにしております。イルカは癒しの象徴の動物であり、2頭のイルカがすこやかの頭文字のSを表し、中央の輪が「宇宙」をイメージしたもので、「すこやかイルカ」(すこやか薬局)が「宇宙、自然、人々を癒す」ことをシンボルマーク化しました。



持ち株会社設立の予定もあるとか？

今、M&A等系列化の波が御問屋でも起こってきています。いずれ薬局にも波及してくることが予想され、その波に呑まれないよう当社でもホールディングカンパニーを立ち上げ、調剤だけでなくコンサルティングを含めて広く業務展開できるように準備を進めています。いずれにしても沖縄県でも特化した調剤薬局の実現を図りたいと考えています。

御社の経営理念等についてお聞かせください。

当社は経営理念として『創造と奉仕』を掲げています。あらゆる質の高いサービスの創造と奉仕の精神を持って人々の心と体の健康をお手伝いする“かかりつけ薬局”を目指して努力しているところです。また、経営目的として

- ① 地域医療への貢献
- ② 医療機関への情報提供
- ③ 医療関連ビジネスとの連携

を掲げてますが、あわせて人々の健康づくりに貢献すべく、「社会貢献・顧客貢献・企業貢献・社員貢献」を掲げ、医薬品の高度情報提供者として、また元気づくりの情報発信基地として、社会的役割を果たしていきたいと考えています。

御社の課題、将来ビジョンについてはどうでしょう。

やはり、薬剤師の確保と質の向上を図っていく必要があります。並びに患者さま視点の事業展開の徹底によるさらなる患者サービスの向上を図っていくことも必要であろうと思います。

また、店舗展開についても一つの施設内に病院や薬局を集約した医療モールの展開等も実現したいと考えております。

レポート：企画部長　具志堅 勇

起業家訪問



事業概要

- 会社名 (有)スタプランニング
- 電話 098-833-5519
- 所在地 那覇市与儀2-15-1 A-103
- 設立年月 平成8年1月
- 社員 23名

有限会社 スタプランニング

経営トピックス

1. 土地購入から資金計画までをトータルプロデュース
2. デザインが主力であるが、webデザイン、建築設計・施工、インテリア関連及び不動産業務まで幅広く取扱う
3. 社員23名のうち有資格者17名のデザイン事務所
4. 不動産の有効活用を図るため不動産情報サイトも立ち上げ

①起業への道のり

私(赤嶺社長)は幼い頃から30歳までには独立し会社を興したいとの夢を持っていました。その夢の実現のために、資金を貯め、手元資金がある程度貯まった30歳の時に起業しました。

起業前は、東京でカーペット張りや人工芝の張替え等いわゆる職人の仕事をしていました。丁度その頃はマンションブームで、色々な物件のモデルルームのコーディネート等セッティングの手伝いもしました。その後沖縄に帰って、県内のインテリア事務所に勤めましたが、これといった資格を持っていたわけではなかったので、東京同様の仕事を続けていました。その後、先述のとおり資金も貯まつたこともあって、念願の独立、起業を果たしました。当時、これまでの経験を活かして口コミでインテリア関係の仕事を行なっていましたが、

自分で行なえない設計やデザイン面に対して不満を持っておりました。

そこで、約2年半かけて建築士、建築・土木施工管理技士、電気工事士及び宅建主任などの資格を取得しました。

設立当初から2年間は夫婦2人で自宅兼用の事務所で営業していましたが、たまたま私の妻が建築士協会の理事をしていて、しかも全国でも最年少22、23歳での理事就任であったことから、同じ建築士仲間と交流する機会が多く、それがネットワーク作りにもつながりました。彼らの応援もあって仕事の依頼は多く、それこそ寝る間も惜しんで頑張りました。

しかし仕事に追われる日々の大変さもあって、社員を雇うことにして、現在に至っています。

当社社名のスタプランニングの「スタ」というのは、私達夫婦の結婚前のイニシャル、妻のST、私のTAを並べたSTTA(造語)です。名前に責任を持って仕事をしたいとの思いを込めて命名したものです。現在、ホームページ作成等のWeb、設計、施工、インテリア、不動産及び総務の6部門で事業展開しています。

②起業時の苦労等

お蔭様で事業は順調に展開しておりますが、はじめの頃、県内の案件が



本土業者に発注されるのをみて、非常にくやしい思いをしました。それで本土業者に追い着き、追い越すことを目指し、今ではほぼ肩を並べる水準になっているものと自負しています。現に本土でも20件以上の実績があるほか、香港での実績もあります。

私は現在、沖縄県中小企業同友会の副代表理事を務めるほか、全日本不動産協会沖縄県本部の副本部長も務めさせてもらっていますが、あるとき、同友会のメンバーの一人から「経営者の責任の重さ」について話をされたことがあります。ふりかえってみて当社では人材育成や各階層ごとの役割分担が出来ていなかつたことに気づかされ、それがかなりのプレッシャーになりました。社員に権限を持たせよう。そう決意し、社員に色々なことをさせてみました。業績が悪化するかもしれない、それでもぎりぎりまでさせてみようと思っていました。しかし、どう任せれば良いのかということ自体、私がわかっていました。何もわからない社員に、何もわかっていない私が任せる。もちろん、うまく行きませんでした。業績は目に見えて悪化し、初めての赤字を出しました。その時初めて、人材育成と役割分担の明確化の重要性を痛感させられました。それ以来、きちんと役割を分担し、オールマイティの人材育成に努めています。今までに5人の独立起業者を輩出することが出来ました。なかには自社から独立起業者をだせば競合が増えるだけでとんでもないという経営者もいますが、私はそうは思いません。沖縄という小さなマーケット

に固執せず、本土からあるいは国外から仕事をとってくれればよいと考えています。当社のこれまでの実績からそれは充分可能だと思います。私は沖縄にデザイン王国のようなものをつくりたいと思っています。CADデータは世界共通であり、デザイン力さえあれば世界を相手に仕事が出来ます。デザインを中心に世界を舞台に仕事ができる会社を目指したいし、そのような誇りの持てる会社にしたいと考えています。

③セールスアピール

■スタイルがないのがスタイル

スタプランニングの住宅設計には、特に決まったスタイルはありません。施工主にお会いし、ご希望を聞き、話し合いを重ね、次第にデザインが決まっていきます。あくまで主役は生活者。住む人のライフスタイルに家族構成、さらには趣味嗜好、それらをすべて把握した上で、その人のためだけにプランニングする。施工主が望めば、今までやったことのないスタイルにも果敢に挑戦する。それが当社のやり方です。私達は「主役は生活者」と考え、特定のスタイルに固執することなく、住む人が心から満足できる家づくりを目指しています。



事務所内風景

■流行る店には理由(わけ)がある

皆さんが初めて訪れたお店にまた行きたいと思うのは、何が良かったからですか。納得できる価格、暖かな接客、おいしい料理または素敵な商品やサービス？理由はいろいろあると思いますが、やはり忘れてはならないのは「店の雰囲気」。店のコンセ

プトを的確に表現し、アピールする外観、そして来店されたお客様が、また次も訪れたくなる魅力のある店内。そんなオリジナルな空間づくりを、私達は目指しています。

■空間は口ほどに物をいう

皆さんが過ごしているプライベートな空間は、どんなところですか。そこは、あなたのライフスタイルに合っていますか、あなたの感性が生きていますか、それから、好きなインテリアが置いてありますか、そして、どこよりも一番くつろげる場所ですか？自分が自分でいられる。世界でただひとつしかない自分だけのインテリア空間。そんな空間づくりを私達がお手伝いいたします。

■型にとらわれない次世代型不動産の確立

最近、インターネットの世界では、「web2.0」という言葉が話題になっています。明確な定義づけがなされている訳ではないとはいえ、“ユーザーが積極的に関わることによってサービスそのものを成立させる”とか“情報を享受する側に対して根本的な信頼を寄せ、人間の知そのものを共有し、それを相互に発展させていくことを志す”といった内容には、新しい世代によって生み出された時代の息吹を感じます。

不動産事業部「スイッチ！」では、そんな新しい発想の不動産の確立を目指しています。私達は、不動産の有効活用をよりよい方向へとスイッチ(切替)しながら、次世代型の不動産をお客様と一緒に創り上げていきます。

■ライフスタイルに合ったデザインの確立

住む人の個性を最大限に引き出し、ライフスタイルにも合わせ、住みやすく、機能的で、デザイン性の高い住宅を適正価格でご提供します。

スタプランニングは商業店舗と住宅の設計・施工どちらも扱っており、商



ショールーム

業店舗で培ってきたノウハウを生かし、施工主の希望するコンセプトに基づいたオリジナル性の高い設計デザイン、商業店舗では不可欠な機能性の追及と、独自のルートで無駄を省くことによる適正価格の実現も得意分野です。

■web情報の活用

当社はホームページ作成等のweb情報の活用も得意分野としています。他社のホームページ作成のお手伝いをしているほか、年4回発行している「スタプラ通信」や当社ホームページ上でこれまで取扱った商業店舗の紹介等も行なっています。

■土地購入から資金計画までをトータルプロデュース

住宅建築は殆どの方が初めての経験であり、家が建つまではとても長い道のりです。スタプランニングでは施工主の立場に立って、土地探しから設計・インテリアプランニング、建築施工・アフターサービス含めたトータル的なお手伝いをさせていただきます。

■最後に

今後は、いろいろなことに興味をもって時代の要求に応えられるようになることが肝要だと思います。常に五感で感じ、可能な限り県外、海外に出向き、最新情報を入手とともに、自社の状況を見極め、未来を見通すことが重要でしょう。そしてデザイナーの一人よがりになることなく、流行る店、ライフサイクルに合った住宅つくりを目指し、真にお客様のためになるよう、デザインを通して社会に貢献していくよう努めたいと考えています。

レポート：企画部長 具志堅勇

土壤保全戦略に 係る研究

—イングランド土壤アクションプランを中心として—

キーワード：持続可能な発展、土壤戦略、
社会経済性と土壤保全、土壤アクションプラン



沖縄大学法経学部法経学科
あさが ひろのぶ

准教授 朝賀 広伸

(専攻) 行政法・環境法

1. はじめに

自然資源の源である土壌はそこに生活する者にかぎらず数多くの自然的生産物を産出することで多くの生物に恩恵をもたらしている。しかしながら、近年のイギリスにおいても耕地化や自然資源の利用のバランス、生物多様性との関係性等、土壌問題に密接な課題の顕在化は否めない状況にある¹。

イギリスでは、土壌の保護をしながら土壌を最大効率的に利用・管理していく持続可能な方法が求められ、新世紀を迎えてまもなくの2001年3月にはイングランド土壌戦略案を公表し²、広く国民の意見を求めている。広範な利害関係人または団体による110の回答があり、その反響の大きさを窺わせた。それは土壌のもつ役割の大きさによるものである。土壌戦略案が指摘するように持続可能な発展を支える社会、経済および環境のいずれにとっても多くの機能と利用を可能とする土壌はとりわけ中心的な重要性を有している。それゆえ、社会経済性と土壤保全と

のバランスに十分に配慮する必要がある。

土壌問題および土壌政策についての調整を行なう責任は環境食糧地方事業省(DEFRA)にあり、かかる戦略はイギリス政府の掲げる持続可能な発展に係る政策の重要な一部分とみなされている。

このような背景によりDEFRAは「イングランド土壤アクションプラン」を作成し、2004年5月20日に同プランをスタートさせた。全体で52の活動を計画する同プランは、政府、農業従事者、都市計画者、建築業者等による包括的なイングランド地方での土壌の保護及び改善に取り組む計画である。まずは、2004年—2006年の3年間を第一次的期間として、自然資源を最大限効率的に活用するためにどのように土壌を利用・管理していくかを検討し、取り決めるものとした³。

以下にイングランド土壤アクションプランを中心にイギリスの土壌戦略について概説する。

2. EUの土壌戦略と英国

2006年9月22日、EUの土壌保全に関するテー

1 DEFRAは、集約的な耕地化が未開墾地や半自然地域に環境影響をもたらしている現状に対応するため、農家や土地所有者に対する規制上の負担を最小限に抑えながら、環境的に重要な地域を保護することを目的として、集約的な耕地化事業に対する「2001年環境影響評価規則(未開墾地・半自然地域)(イングランド)」を2001年12月10日に作成、2002年2月1日より発効している。

2 Defra, UK-Environmental Protection-Consultations, Draft Soil Strategy.

3 Defra, UK-Environmental Protection- Soil Action Plan. <<http://www.defra.gov.uk/news/2004/040520a.htm>>

マ戦略が採択された。かかるテーマ戦略は、第6次環境行動計画による要求に基づくものであり、土壤の重要性および土壤劣化の防止の必要性の認識を求めている。そこでは、①土壤汚染、②土壤侵食および③有機肥料の問題をEU土壤の三つの優先的課題として認識し、それらの課題を関連付けた土壤のモニタリングおよび調査・開発の計画をしている。このテーマ戦略は、今後の土壤政策における主要な要素となり、構成国の政府政策および活動に枠組みを提供することとなる。

イギリスは、EUに先行する形で、2004年「イングランド土壤アクションプラン」を作成している。イギリスにおける国土に対するビジョンとは、持続可能な発展の原則に基づいて、国土を保護しながら、土壤が社会にもたらす様々な機能を最大限利用可能とするような管理を目指し、土壤が社会にもたらすあらゆる生命に関する機能を認識させる「共通のビジョン」に向かって活動を開拓するものである。

このビジョンを反映して計画された土壤アクションプランの活動は、「共通のビジョン」を達成するために、以下の目的を保障することとなる。
①土壤管理者は、保有する土壤について個人および社会における短期的ニーズとともに長期的展望から次世代の利益にも配慮した管理を行なう。
②規制、法令および政策的枠組みは、代替不可能な自然資源として土壤の適切な保護を規定し、土壤が適切に管理されるように人々に授權し、および奨励する。
③土壤の状態、物理的、化学的および生物学的プロセスに関する情報のよりよい理解ならびにかかる情報へのアクセスを保障する。

このアクションプランは、環境庁および関連当局による共同作業において、土壤保護および管理に係る政府活動を促進するものであり、土

壤戦略案での協議に配慮をし、同戦略案よりもさらに土壤管理の問題に係る他の環境媒体への影響を含めたより広範囲をカバーするものであり、さらに、EUにおけるイギリスの先行的優位を強調し、また、国内活動を通じた進展状況を対外的に示すことを狙いとした。

このように、EUとこのアクションプランとの関係は、EU水枠組み指令およびEUの土壤保護のための戦略に係る活動などの主要なEUのイニシアティブとの関係性において相互に影響を受け、また影響を与えるものである。

3. 目的および実施主体

上記アクションプランの目的は、「持続可能な発展の原則を堅持し、健全な環境を基本としつつ、イギリスの国土を保護しながら、土壤が社会にもたらす様々な機能(例えば、農業・林業の支援、文化遺産の保護、生物多様性の支援、建設の基盤)を最大限利用可能とするような管理を保障することである」。アクションプランには、短期・長期的観点からの土壤管理、法令・規則等による自然資源としての土壤の適切な保護ならびにそれに必要な権限等を人々に与えること、土壤の現状と土壤そのものの物理的・化学的・生物学的プロセスについての理解促進ならびにこれらの情報へのアクセスの改善、土壤問題への意識を高めるための教育促進プログラム、計画手続を通じて土壤を保護するための新ガイドライン、土壤に関する情報へのアクセスを改善するための作業なども含まれている。

同プランにおける実施主体とは、土壤に関わる政策策定者、事業者および土壤に関連する広範な利害関係人を対象としている。これは土壤の有する広範な機能および影響の大きさによるた

めである。

具体的な活動としては、計画システム、土壤および生物多様性、土壤汚染および文化遺産保全等に関して、土地利用計画、建設、農業によるミネラル抽出、ならびに、森林および自然、景観および文化遺産の保全等を含む広範な活動を組み込んで土壤機能の持続的利用および保護を促進することとなる。

4. 土壌保全のための基本的管理視点及び 52の活動

土壌アクションプランには土壌管理のための52の活動が計画されているが、同アクションプランの成功のための主要な土壌管理の視点として9つの視点をあげている。これらの活動は土壌管理の中心をなすものであり、同アクションプランの上位に位置づけられる。とりわけ土地に対して重大な変化をもたらし、または、目下の挑戦的課題に対して解決を見出す第一段階ともなりうるものである。

この土壌管理視点の多くは、以下に説明する「コア・アクション(中心的活動)」の中でその具体的対応が計画されている。詳細は以下のとおりである。

(1) DEFRAは、土壌関連で働く一般人および専門家(土壌管理についてガイド、助言もしくは指導する)との間で土壌問題に関する教育および意識啓発プログラムを開発する。そのために利害関係者と協働する計画にあり、2005年までにはパートナーシップおよび計画を作成し、2006年にはかかる計画の実施について進展状況をレビューすることを目標とする。これは「コア・アクション10」における土壌に関する理解の促進および情報提供により具体化されている。

(2) DEFRAは、農業者の土壌管理を高め、中心的アクションプラン(CAP:Core Action Plan)の相互的遵守状況の達成を図る。これは「コア・アクション1」における持続可能な土壌管理により主に具体化されているが、全体を通じての関係性も有する視点であると言える。

(3) DEFRAは、農-環境スキーム(Agri-Environmental Scheme)に基づくインセンティブに関する規定により、(補助金制度としての一括払い制度における要求事項以上を課す)「農業土壌のよりよい管理」を奨励する。これは「コア・アクション2」における持続可能な土壌管理により具体化されている。まずは制度導入の初期段階への進展を目指すものである。

(4) DEFRAは、(2004年5月以降)翌12カ月の間に、DEFRAのすべての農場評価に関する研究技術および情報のレビュー、ならびにパイロット事業についてのアウトプットを作成する。これにより農家および他の土地管理者に対し、農場計画の全般においてよい土壌管理を可能とする実質的な情報および助言を提供する戦略を開発する。これは同アクションプランの里程碑全般において取り組まれているものであるが、とりわけ「アクション52」測定および報告の進展においてすべての活動の情報提供が計画されている。

(5) DEFRAは2004年度レビュー期間中に、新たな指標として土壌保護を、今後の戦略および自然資源の保護に関する目標値の中に組み込むために働きかける。これは「コア・アクション7」における土壌親和的政策枠組みにより主に具体化されている、新たな指標の作成である。

(6) DEFRAは、国際的およびEUの要求事項のいずれも満たすようなスキームを開発する。そのために、国内土壌モニタリングスキームに組

み込むべき指標を同定するために利害関係者と協働する。これは「コア・アクション11」における土壌に関する理解の促進および情報により具体化されている。

(7) DEFRAは、土壌に関する情報へのよりよいアクセスを開発および提供する。そのために、開発行政機関を含む他の政府省庁、(主要データの一式を共同保有する)Cranfield大学の国土资源研究所およびその他土壌データ利用者とも協働する。これは「コア・アクション13」における土壌に関する理解の促進および情報により具体化されている。

(8) 地方政府開発を担当する副首相府(ODPM: the Office of the Deputy Prime Minister)は計画作成過程において適切な土壌保護を要求する手続の合意形成を行なう役割を有するため、DEFRAはODPMと協働する。その際の最初の一里塚は、「最善の及び最も転用可能な土地に関する最近のレビュー」において、建設から保護すべき土壌の基準を試験することである。これは「アクション14」における土壌保護に関する争点: 計画システムにおける土壌保護と戦略的環境アセスメントにより具体化されている。

(9) イギリス自然保護機構(English Nature)⁴は、

2006年に土壌管理と法定の自然保全サイト内における保護の役割に関する政策報告文書を作成および発行した。これは「アクション40ないし43」における土壌と生物多様性により具体化されている。

上記の主要な土壌管理の視点に加えて、土壤保全のための具体的な52の活動として、土壌アクションプランが存在するが、同アクションプランではその目的とする持続可能な社会構築のなかで、環境とりわけ土壌を保護しながらも、その土壌の社会的便益を最大限に有効利用できる環境管理を実現するために、「コア・アクション(中心的活動)」を掲げている。その他の活動について、土壌の有する機能を反映したカテゴリーに分類している。カテゴリーは次のとおりである。①土壌保護に係る課題への架け橋、②農業と林業のための土壌、③土壌、水、大気における相互関連、④土壌と生物多様性、⑤土壌と景観と歴史的遺産、⑥土壌におけるミネラル抽出、建設および作られた環境(built environment)である。これらはいずれも52のアクションプランを機能的に分類したものであり、いずれのアクションプランも重要であるが、なかんずく、同アクションプランの期間中にもっとも達成が求められるものが「コ

4 イギリス自然保護機構は「1990年環境保護法」に基づいて設置された政府機関であり、DEFRAからの資金で運営されている。同機構は多くの責任を有し、助言、許認可の付与により広範囲の人々と多様な方法で、野生生物、地質、原生地等の英国の自然を保全している。具体的には、「緑の政府イニシアティブ(Greening Government Initiative)」、「よりよい生活の質(A better quality of life)」、「政府の持続可能な開発に係る戦略(the Government's sustainable development strategy)」を実践することで地域、規模、活動の性質に適する環境管理システムを実施している。とくにイギリス自然保護機構は、(1)イギリス、ヨーロッパおよび国際的な環境法規および実施規則に適合し、(2)すべての活動、操作、手続をレビューし、計量し、環境影響を評価し、(3)当該操作および活動により生じた環境影響を最小化し、エネルギー、天然および非再生可能資源を効率的に利用し、廃棄物および汚染を最小化し、(4)政府の政策および(設定・報告する目標に係る)最善の実施、(その他非官庁の公共団体と関連団体に対する)同機構のパフォーマンス基準を考慮し、(5)エネルギー、輸送、排出物質、廃棄物、水、環境事故、生物多様性等の監視を行い、同意された基準に対する同機構の環境パフォーマンス報告を可能とするための主要なパフォーマンス基準に係る測定可能な目標を設定および達成し、(6)環境管理システムの独自の基準を満たし、(7)財(商品)の取得と貸借に係る決定をする際には環境因子およびすべてのライフ(サイクル)コストを考慮し、(8)可能な限り、環境上好ましい財(商品)およびサービスを購入し、取得した商品とサービスが同機構の環境政策を支援することを確保するために関連する供給者と契約者に影響を与える、(9)コミュニケーションおよび書類の記録維持のための最も資源効率的な技術および媒体を使用し、(10)同機構のすべてのオフィスが「グリーン・トラベル計画(Green Travel Plans)」を確立し、(11)各オフィスにおいてリサイクル・スキームおよびコンポスト設備を確立し、(12)国家の自然保持の管理における環境配慮の最高水準を実践し、各施設がイギリス生物多様性行動計画(UK Biodiversity Action Plan)の目的および目標の導入に貢献することを確保し、(13)イギリスの土地および財産に関わる大事故に対する環境影響を最小化するための適切な緊急時対応計画を作り、(14)環境パフォーマンスおよび個人の環境への責任についてスタッフの意識啓発を増進する措置をとり、スタッフ教育およびトレーニング・プログラムに環境管理が含まれることを確保し、(15)同機構のスタッフおよび理事会、政府およびその他の関係機関のために、企業目標に対する同機構の環境パフォーマンスおよび促進に関する情報を含む年度の環境報告書を紙ベースで発行し、ウェブサイトでも利用可能とし、(16)少なくとも3年ごとに当該評価報告書をレビューし、改訂する。

ア・アクション」である。

当該アクションプランの活動状況の進展等については、DEFRAは2005年に報告を行ない、2006年には、計画およびデータの蓄積達成度についてレビューを実施し、より長期的ビジョンに基づく第二アクションプランを作成する。

5. 土壌保全戦略におけるパートナーシップ・アプローチ

土壌保全の実施にあたっては、多様で広範な利害関係人または団体が存在し、土壌のもつ役割ごとの個別の事象を捉えるだけでは不十分であり、その事象間における関連性に配慮することが重要である。土壌保全戦略のメルクマールである持続可能な発展を推進するためには、社会、経済および環境のいずれにおいても土壌は中心的な重要性を有している。そのため、土壌アクションプランにおいて、持続可能な発展に配慮した新たな基準または指標の作成に始まり、具体的な作業の実施においては多様な利害関係者として土壌アクションプラン運営グループ(パートナー)が存在している。

土壌問題および土壌政策についての調整は環境食糧地方事業省(DEFRA)の所管であるが、土壌アクションプランの実現にはDEFRAを中心として土壌に関わる政策策定者、事業者および土壌に関連する広範な利害関係人とのパートナーシップ・アプローチが採用されている。

土壌アクションプランでは、そのパートナーシップ・アプローチの役割的分担として、①公的運営グループ(the Soil Action Plan Steering Group)および②その他土壌アクションプランへの追加的情報を受ける関連組織としてコンサルや研究機関、公認機関、学術団体等を取り込ん

でいる。

公的運営グループについては、環境庁、地方環境庁、遺産局、自然保護機構、林野委員会をはじめとする公的機関が含まれ、コア・アクションの中心的活動者である。コア・アクション1ないし13の実施主体はDEFRAが中心であるが、土壌アクションプラン実施に係る各機関の権限との関係において公的運営グループも主体的に関わっている。

他方、その他関連組織とは、土壌アクションプラン附属書C記載の造園業組合、地質調査所、公認水環境管理協会、建設業調査情報組合、コンポスト協会、イギリス考古学会、エクスター大学などの多様な参加主体が存在している。これらの組織の関係あるいは役割は、土壌アクションプランにおける全体と関わってくることは言うまでもないが、とりわけ、「土壌保護に関する争点：土壌汚染の最小化」としてのアクション17、18、19、22、23、27、28、29、「土壌汚染に対する気候変動の影響予測と適応」としてのアクション31、「農業および林業のための土壌」としてのアクション34、「土壌、大気、水質の相互作用」におけるアクション36、39、さらに、「土壌と生物多様性」におけるアクション40および41において協働の場面を有している。参加の実施内容としては、調査研究等の受託、結果の審査、法令改正作業の支援、評価基準の確立、および刊行物のレビューなどがあり、さらに、土壌アクションプランに係るDEFRAからの情報の受取者もある。

運営機関としての参加の選定については、土壌戦略案を公表し、広く国民の意見を求めた際に特段の資格等制限は存在せず、広範な利害関係人または団体の意見を広く吸収することを狙いとしていた経緯もあり、参加のためのハード

ルが高いというようなことは窺われない。公的運営グループ、その他関係機関ともに広く土壌アクションプランに取り込み、持続可能な発展を促進することが目的であるため、パートナーシップ・アプローチもその趣旨を受けてのものである。

むすびに

土壌は大気や水と同様に生命にとって根本不可欠のものである。とりわけ、土壌は、農業や牧畜などの食糧供給、林業による木材生産、道路、鉄道、建築物などの基礎、景観を作り、ミネラル源、生態系の多様性の基盤、化学物質の大気や水への流出に対するフィルターとなり蓄積、変換するなどの様々な機能を有している。そのため、大気質や水質と同様に、あるいはそれ以上に目標値を設定することは困難を生じてきたといえる。穀類の成長への寄与だけで土壌の質を評価することは十分とはいえない。このことは日本においても同様であり、それゆえ、今後は持続可能な開発の原則に基づいて、多くの異なる機能を積極的に認識し、土壌の保護と持続可能な管理を促進することが求められている。

このような土壌を取り巻く状況の認識の変化に対応するために、イギリスのEU内における先行的試みであるこの土壌アクションプランにおける活動について具体的に以下のような特徴を挙げることができる。

第一に、土壌に関する新たな基準または指標作りをターゲットとしていることに特徴を有する。これらの基準または指標の作成は第2期プラン

への足がかりとなるものである。たとえば、①持続可能な建設の実施に関する標準、②(国内およびヨーロッパの要求に見合うスキーム開発のための)国内土壌モニタリングスキームの指標、③長期の土壌機能を保護するための新基準、④土壌汚染から人の健康を保護するための土壌指針値、⑤埋立による土壌機能の能力に対する影響および便益評価のための基準などがあげられる。いずれの基準または指標も土壌に特化したものであり、土壌の有する特性や機能を考慮した新たなパラダイムの構築を図るものである。そのうえで「持続可能な発展に係る政策」との関係について、イギリスでは、衛生、雇用、犯罪、大気質などの15項目の指標について、「持続可能な開発指標」を作成、公表している⁵。環境関係の指標としては、気候変動(CO₂排出量)、大気質(大気汚染物質の加減日数)、道路交通量の変化(交通量増加のパーセント)、河川の水質(良好河川域の長さのパーセント; 化学的、生物学的)、野生生物(野生鳥類の生息指数; 森林地、農耕地)、土地利用(以前開発された土地上の新家屋建設のパーセント)及び廃棄物(家庭廃棄物総量kg/人、家庭廃棄物のリサイクルおよびコンポスト総量kg/人)の7項目が取り上げられている。この土壌アクションプランにおける指標や活動等は持続可能な開発指標をさらに具体的に土壌に特化して、土壌の様々な機能や効果等に配慮した持続可能な管理を目指している。

日本においても持続可能な開発指標が存在するが、このアクションプランのように有機的関連性を持たせ、より具体的に土壌に特化した持

⁵ イギリスでは、「持続可能な開発指標」を作成し、DEFRAが2004年6月22日に持続可能な開発に関する主要指標の地方版、「第4次地域別生活の質勘定」を公表している。衛生、雇用、犯罪、大気質など、15項目の指標について、各々の地域の最新のデータと分析を示している。これにより地域ごとの比較や将来的な展望の推測などを可能とする。環境関係の指標として7項目をあげている(気候変動、大気質、道路交通量の変化、河川の水質、野生生物、土地利用及び廃棄物)。
<http://www.defra.gov.uk/news/2004/040622b.htm>

続可能性の観点を取り込んだ新たな基準または指標作りは大いに今後の土壤管理に参考になるものと思われる。

第二に、これらの基準または指標の作成に伴い、具体的に調査、レビュー、報告または公表(発行)、規則改正などが行われることとなっている。たとえば、①「土壤保護」をレビュー・プロセスまたは自然資源保護の目標に組み込む、②すべての土壤タイプに対する気候変動による影響のスコーピング調査を実施する、③土壤と生物多様性に係る指標リストを作成する、④進展状況のレビューまたは報告を行う、⑤見解書またはガイダンスを発行する、⑥廃棄物管理免許規則を変更するなどである。目標設定から調査、レビュー、報告・公表、法令改正へと一連の具体的な作業の実施、経過確認および対外的公表によりこの計画の目的の達成を促している。

対外的公表という点は、日本においても十分に対応できるところであるが、このような土壤アクションプランの存在そのもの、また、多くの関連機関を取り込んだ、土壤に特化した形での

計画内容、その質と内容のバリエーションを確保できれば、国土の狭い日本における持続可能な土壤管理も一層発展しうるものと考える。

第三に、上記のような基準または指標の作成にはじまり、具体的な作業の実施においては非常に広範な関係者が存在していることである。土壤問題および土壤政策についての調整を行う責任は環境食糧地方事業省(DEFRA)にあるが、DEFRAを中心として土壤に関わる政策策定者、事業者および土壤に関連する広範な利害関係人との協働を基本とするパートナーシップを特徴としている⁶。

日本におけるパートナーシップ・アプローチの採用については、現在でも多くの土壤を含む環境関連機関は存在するため、持続可能な土壤管理を目的とする具体的な研究調査対象、基準作成等の作業が増えてくれれば、必然的に協働の機会も増えるものと考える。それゆえ、日本においてもパートナーシップの構築が今後さらに重要であると考える。

[主な参考文献]

- Defra, UK-Environmental Protection-Consultations, *Draft Soil Strategy*.
Department for environment, Food and Rural Affairs, *Draft Soil Strategy: Report on the Responses* (15 January 2002).
Defra, UK-Environmental Protection- *Soil Action Plan*.
Department for environment, Food and Rural Affairs, *The First Soil Action Plan for England: 2004-2006* (2004), pp5-36.
Our future landscape Finding a way forward, English Nature Magazine, Issue 72, March 2004.
Local knowledge, local action Inspiring people close to home, English Nature Magazine, Issue 74, July 2004.
European Parliament resolution on the Commission communication 'Towards a Thematic Strategy for Soil Protection' (COM(2002) 179 - C5-0328/2002 - 2002/2172(COS))
Enabling development and the conservation of heritage assets, POLICY STATEMENT PRACTICAL GUIDE TO ASSESSMENT, English Heritage, June 2001.

6 運営グループ、その他協力機関についての詳細は、本稿資料2「土壤アクションプラン運営グループ:パートナー」を参照されたい。

資料1. 土壌アクションプランにおける土壌管理のための52の活動計画

以下、それぞれの活動の概要について表記する。

No.	活動内容	里程碑
コア・アクション:持続可能な土壌管理		
1 (2)	DEFRAは、農産業における土壌の基礎的グッドマネジメントを育成する方法で各遵守条件を横断してコア・アクション・プラン(CAP)を実行する。	2005年のうちに横断的遵守方法を実行。
2 (3)	DEFRAは、農-環境スキーム(Agri-Environmental Scheme)に基づくインセンティブに関する規定により、(補助金制度としての一括払い制度における要求事項以上を課す)「農業土壌のよりよい管理」を奨励する。	スキームの初期レベルに入る。
3	DEFRAは、すべての農業計画においてよい土壌管理を構築するための実践的な情報と助言を農家とその他の土地管理者に提供する戦略を開発する。	2004年末までに当該戦略を開発。
4	DEFRAは、持続可能な建設の実施に関する標準を作成するためにイギリス貿易産業省(DTI:Department of Trade and Industry)およびその他の専門機関と取決めを交わし、開発建設部門の全体にその内容を普及させる。	2006年に進展状況をレビュー。
5	DEFRAは、改善されたトレーニング/DEFRA用の業務方針開発プログラム(土壌の機能および保護技術を組み込む、資金供与を受けた保全ならびに環境アドバイザー)を導入するように努めるため、政府省庁間の主な利害関係者と取決めを交わす。	2006年に進展状況をレビュー。
コア・アクション:土壌親和的政策枠組み(Soil-friendly policy frameworks)		
6	DEFRAは、政府のより広範な政策が当該政策の土壌影響を適切に考慮し、および戦略的国家資源として土壌を認識することを保障するようにその他の省との間で枠組みを合意する。	2005年に主要機関から特定の活動に対する公的約束を確保。
7 (5)	DEFRAは、2004年レビュープロセス期間中、土壌保護を当該プロセスの将来の戦略に、また適切な場合には自然資源保護の目標に組み込むために活動する。	2004年レビュープロセスを管理するために里程碑を設定。
8	DEFRAは、Haskinsレポートへの応答において政府の地方景観再構築プロセスの期間中、土地管理の問題に関連する新規および再編された省庁すべてがその他の要求事項に沿って土壌の適切な管理に留意することを保障する。	里程碑はHaskinsレポートへの応答において、その詳述に見合うものとする。
9	DEFRAは、EUの土壌に関する主題的戦略の結果が英国の土壌および土壌への負荷に対して適切となるように努め、また確保するために、欧州委員会、英国の利害関係者、その他の構成国と協働する。	2005年に進展状況をレビュー。
コア・アクション:土壌に関する理解の促進および情報		
10 (1)	DEFRAは、土壌関連問題に関する教育・啓発プログラムを開発するために利害関係者と協働する。	2005年にパートナーシップおよび計画作成。
11 (6)	DEFRAは、国内およびヨーロッパの要求に見合うスキームの開発を目的として、国内土壌モニタリングスキームに含むべき指標を確認するために利害関係者と協働する。	2005年に土壌モニタリングスキームのパイロット事業を行う。
12	DEFRAは、資源に関する問題がもっとも喫緊の課題であることを保障するために、最近の英國土壌調査報告書に照らして、英國土壌調査プログラムおよびこのアクションプランにおいて確認された問題をレビューする。	2004年6月までに調査レビューを成功させる。
13 (7)	DEFRAは、土壌に関する情報へのよりよいアクセスを開発および提供するために、(権限委譲された行政機関を含む)その他政府省庁およびその他土壌データ利用者と協働する。	2004年6月までに最近の準備状況をレビュー。

土壌保護に関する争点:計画システムにおける土壌保護と戦略的環境アセスメント指令		
14 (8)	DEFRAは、地域および地方政府の機構全体を通じて土壌に関する問題への理解をいかに増進するかを(地方政府開発を担当する)副首相府(ODPM)および地方政府機関と共に考慮する。	2006年に進展状況をレビュー。
15	DEFRAは、建築規則(the Building Regulations)を含む既存のメカニズムの利用を明らかにし、かかる計画開発プロセスにおいて土壌の有する意味合い(機能や特性)についての適切な配慮を確保するために、副首相府と協働する。	「最適および最も用途の広い土地」に関する政策のレビューにおいて、開発から土壌を保護するための基準を審査。
16	DEFRAは、新たな計画システムの提案に基づく地域および地方レベルの両方における創造と実施の計画において、適切な場合、土壌に関する問題を考慮することを保障するために、副首相府と協働する。	2006年に進展状況をレビュー。
土壌保護に関する争点:土壌汚染の最小化		
17	DEFRAおよび環境庁は、重金属および蓄積性有機化合物による土壌への汚染ルートを評価する作業、ならびに長期の土壌機能を保護するための新基準の実現可能性を試験する作業を(パートナーへ)委託する。	2004年に委託のための報告実施。
18	DEFRAは、長期の土壌機能を保持するのに必要な規制の実施を保障すべく、土壌への金属投入に関する明細表の結果を審査するためにパートナーと協働する。	2006年に進展状況をレビュー。
19	環境庁、DEFRAおよびパートナーは、 <u>土壌の汚染から人の健康を保護するための土壌指針値の開発を継続する。</u>	2006年に進展状況をレビュー。
20	DEFRAは、汚泥が長期の土壌機能を害しないと保障しつつ、土地に対する汚泥の使用に関する規制は潜在的便益であると保障するために、「汚水汚泥に関する指令」の修正提案について交渉を進める。	ECタイムテーブルにしたがい、2005年のうちに交渉を終える。
21	DEFRAは、「バイオ-廃棄物指令案」に関する交渉中に、(自然土壌の多様性を尊重し、かつ、長期の土壌機能を保持しつつ)有機物質の土壌への返還を勧める準備への同意をする。	2005年のうちに交渉を終える(ECタイムテーブルにしたがう)。
22	DEFRA、環境庁およびパートナーは、許可された及び免除された廃棄物の使用が長期の土壌機能を損なわないことを保障するために、 <u>廃棄物管理免許規則を変更する</u> 作業を行う。	2004年に変更の見込み。
23	DEFRAは、動物飼料に含まれる許容できる金属物質濃度に関する規則の効果的な実施を保障するために、パートナーと協働する。	2006年に進展状況をレビュー。
24	DEFRAは、金属含有の家畜治療薬の使用に関する規制が環境と家畜の利益の均衡を保つのに適切であるか否か、およびかかる規制をいかに実施するかについて考慮する。	2006年までに報告。
25	DEFRAおよび環境庁は、洪水により移動および運ばれた汚染物質の影響を土壌の拡散汚染についてレビューおよび評価する。	2006年までにレビューを完成。
26	DEFRAは、国内排出枠指令およびゴーテンバーグ議定書(スウェーデン)において定める2010年の要求事項を達成するために、適切な措置が行われる、または、準備が整っていることを保障する。	2005年にかかる指令の国際レビューが行われる見込み。
27	DEFRA、環境庁およびパートナーは、埋立による <u>土壌機能の能力に対する影響および便益評価</u> のための基準の確立を進める。	2006年に進展状況を報告。
28	DEFRAは、拡散源による土壌資源への負荷に関する最近のデータの源を検査し、ならびに政策および調査の結果の意味合いを評価するためにパートナーと協働する。	2006年までに報告
29	DEFRAは、土壌生物多様性に対する家畜治療薬の潜在的影響に関してよりよい理解を得るために家畜治療製薬産業およびその他のパートナーと協働する。	2006年に進展状況をレビュー。
土壌保護に関する争点:土壌に対する気候変動の影響予測と適応(adapting)		

30	イギリス気候変動影響プログラム(UKCIP)およびDEFRAは、イングランドにおけるすべての土壌タイプに対する気候変動による影響のスコーピング調査を確立する。	2004年の確立を目指して調査。
31	アクション30から引き続いて、DEFRAおよびパートナーは、(気候変動による土壌へのリスクを管理する手法の開発を含む)継続調査を請け負う。	2006年に進展状況をレビュー。
農業および林業のための土壌		
32	DEFRAは、土壌保護のために「Code of Good Agricultural Practice」をレビューする。	2005年までに、必要に応じて、修正または廃止。
33	DEFRAは、土壌管理における自主的变化を奨励する最近のおよび／または新奇(novel)の方法を審査するために農場管理者と協働する。	2006年に進展状況をレビュー。
34	DEFRAは、農場土壌管理の実践、物理的特性、土壌機能ならびに副次的影響との関係についての継続調査に資金供与するために、パートナーと協働する。	2006年に進展状況をレビュー。
35	林野委員会と共にDEFRAは、イングランド森林補助金スキーム(Woodland Grant Scheme)に土壌問題を組み込むための適用範囲を審査する。	2004年スキームが進展中。
土壌、大気、水質の相互作用		
36	DEFRAは、洪水、帶水層補充、水質および大気質に関する不適切な管理の潜在的影響を考慮するために、最近の土壌管理への助言を再審査するためにパートナーと協働する。	2005年までに審査および、適切な場合、改定する。
37	DEFRAは、土地および土壌の管理が洪水管理において集水レベルで機能するという役割についての一層の理解をもたらすために、調査を完成し、その結果を考慮する。	2006年に進展状況をレビュー。
38	DEFRAは、地下水の保護に関連して各物質を縮減するために異なる土壌の能力を調査する。	2006年に進展状況をレビュー。
39	DEFRAは、水への沈殿物および土壌内栄養物の損失を管理するための政策オプション範囲の審査を継続するために、環境庁および他のパートナーと協働する。	2004年中に政策オプションを審査。
土壌と生物多様性		
40 (9)	DEFRAおよびパートナーは、機能的な多様性に関する生物学的および生化学的指標の最初のリストを確認するために、生物多様性、汚染(pollution)、汚染(contamination)、土地管理との間における繋がりに関する刊行物をレビューし、総合する。	2005年までに指標に関する最初のリストを作成。
41 (9)	DEFRAは、イギリス自然保護機構およびその他のパートナーと共に、土壌の生物多様性に関する国の一連のベンチマーク・サイトを確立することにより生ずる便益を考慮する。	2006年に進展状況をレビュー。
42 (9)	イギリス自然保護機構は、法定の自然保全サイト内における土壌の管理および保護の役割に関する見解書を作成する。	2005年に見解書を発行。
43 (9)	イギリス自然保護機構は、野生生物および野生生物生息地の回復における土壌の情報の利用に関するガイダンスを発行する。	2005年にガイダンスを発行。
土壌と景観と文化遺産		
44	イギリス遺産局(文化省) ⁷ は、景観および歴史的環境の状態を監視し、必要な場合、新しい指標を開発する。	2006年に進展状況をレビュー。
45	イギリス遺産局は、特有のものとして、歴史的景観を支える土壌の損失および減退の脅威ならびにメカニズムについて調査する。	2006年に進展状況をレビュー。

⁷ 遺産局は、その役割として(1)政府による協議への貢献(2)重要な都市及び農村の保全問題に関するキャンペーンの実施(3)経済・技術に関する調査委託(4)報告書および最善の実施に関する指針の発行等により、歴史的環境とその保全に係るすべての事柄について政府に対して専門的助言を行なう。また、保全を必要とする遺産の代表地として、当該地において意識啓発および促進活動を通してキャンペーンを行なう。

46	イギリス遺産局は、景観および歴史的環境の経済に対する重要性(ツーリズムを通して)ならびに生活の質に対する重要性に関する調査を通じて、土壤および歴史的景観への理解を改善する。	2006年に進展状況をレビュー。
ミネラル抽出、建設および作られた環境における土壤		
47	DEFRAは産業界と共に、土壤の利用に関する特別なテストおよびイギリスにおける標準(British Standards)により、「持続可能な建設」に対する潜在的な便益に関してよりよい理解を促進する。	2005年に特別な措置を開発および実施。
48	DEFRAは、代替的な発展手法を提供するためにリサイクルおよびコンポストの発展、ならびに泥炭の土壤調整者への支援を継続する。	2006年に進展状況を報告。
49	DEFRAは、リユースまたは回復のための物質リサイクルを増進する、ミネラルと廃棄物に係る政策を統合する計画の導入およびモニタリングの実現性を審査する。	2005年までに審査。
50	DEFRAは、建設開発に関する土壤利用のモニタリングおよび計画許可に係る土壤保護条件の遵守状況を改善するために、ならびにサイト外への影響を削減するために、環境庁および地方計画局(local planning authority)と協議する。	2005年に進展状況を報告。
51	DEFRAは、ミネラル・サイトの回復およびアフターケアに関する実践的ガイダンスの促進および開発のために、地方政府開発を担当する副首相府(ODPM)、ミネラル計画当局および産業界との緊密な協働を継続する。	2005年に進展状況を報告。
測定および報告の進展		
52 (4)	DEFRAの土壤チームは、このアクション・プランにおける上記51のすべての活動に関する進展状況を測定し、および報告する。	DEFRAは、2005年に進展状況を報告。 さらに、2006年により長期展望に立った修正計画を適用。

出 展：DEFRA, The First Soil Action Plan for England(2004) Annex Bを訳出・加筆。

筆者注：No.の中の()の中の数字は土壤管理の視点に対応している。

資料2. 土壤アクションプラン運営グループ:パートナー

(1) 土壤アクションプランの公的な主な運営グループ

(the Soil Action Plan Steering Group)は以下のとおり。

- ・バイオテクノロジーおよび生物科学研究委員会／自然環境研究委員会土壤科学諮問委員会(Biotechnology and Biological Sciences Research Council/Natural Environment Research Council Soil Science Advisory Committee)
- ・イギリス土壤科学協会(British Society of Soil Science)
- ・イングランド田園保護キャンペーン(Campaign to Protect Rural England)
- ・田園地およびビジネス協会(Country Land and Business Association)
- ・地方環境庁(Countryside Agency)
- ・イギリス遺産局(English Heritage)
- ・イギリス自然保護機構(English Nature)
- ・環境庁(Environment Agency)
- ・林野委員会(Forestry Commission)
- ・未来フォーラム(Forum for the Future)
- ・ヘンリー・ダブルデイ調査協会(Henry Doubleday Research Association)

- ・環境および農業のつながり (Linking Environment And Farming)
- ・国立農業従事者組合 (National Farmers Union)
- ・国立土壤資源研究所 (National Soil Resources Institute)
- ・ナショナル・トラスト (National Trust)
- ・副首相府 (Office of the Deputy Prime Minister)
- ・王立鳥類保護協会 (Royal Society for the Protection of Birds)

(2) その他土壤アクションプランに係る情報を受ける関連組織

- ・農産業連合 (Agricultural Industry Confederation)
- ・アングリア・ポリテクニック大学 (Anglia Polytechnic University)
- ・バイオテクノロジーおよび生物科学調査審議会 (Biotechnology and Biological Sciences Research Council)
- ・イギリス造園業組合 (British Association of Landscape Industries)
- ・イギリス地質調査所 (British Geological Survey)
- ・イギリス草原協会 (British Grassland Society)
- ・イギリス農業コンサルタント協会 (British Institute of Agricultural Consultants)
- ・ブリティッシュ・シュガー (British Sugar)
- ・ブリティッシュ・ウォーターウェイズ (British Waterways)
- ・生態学・水文学センター (Centre for Ecology and Hydrology)
- ・公認水環境管理協会 (Chartered Institute of Water and Environmental Management)
- ・建設業調査情報組合 (Construction Industry Research and Information Association)
- ・コンポスト協会 (Composting Association)
- ・イギリス考古学会 (Council for British Archaeology)
- ・エクスター大学 (地理学部、考古学部、地球資源学部) (Exeter University (Geography, Archaeology and Earth Resources))
- ・グローイング・メディア協会 (Growing Media Association)
- ・ハンプシャー郡審議会 (Hampshire County Council)
- ・高速道路管理庁 (Highways Agency)
- ・イギリス穀物局 (Home Grown Cereals Authority)
- ・園芸調査インターナショナル (Horticulture Research International)
- ・フィールド考古学者協会 (Institute of Field Archaeologists)
- ・草原環境調査研究所 (Institute of Grassland and Environmental Research)
- ・土壤科学専門家協会 (Institute of Professional Soil Scientists)
- ・自然保全合同委員会 (Joint Nature Conservation Committee)
- ・国立特別自然景観地域協会 (National Association for Areas of Outstanding Natural Beauty)
- ・議会の農業コンサルタント (Reading Agricultural Consultants)
- ・Rothamsted 研究所 (Rothamsted Research)
- ・王立農業カレッジ (Royal Agricultural College)
- ・Silsoe 研究所 (Silsoe Research Institute)
- ・土壤協会 (Soil Association)
- ・土壤管理イニシアティブ (Soil Management Initiative)
- ・イギリス気候影響プログラム (UK Climate Impacts Programme)

ア ジ ア 便 り 大 連 vol.04



レポーター：宮里 琢己（琉球銀行）

みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
大連支店にてトレーニーとして在籍中

中国における労働契約

中国における第11次五ヵ年計画の実施期間中に制定すべき法律として指定されたものに「独占禁止法」、「物権法」そして「労働契約法」があります。日本でも報道されたためご存知の方も多いと思われますが、三法ともに2007年中に正式に公布されました。今回のレポートでは、現在進出している企業、これから進出していく企業にとって最も重要である「ヒト」「モノ」「カネ」のうちの「ヒト」にかかわる法律である「労働契約法」を紹介します。

本法は、2006年の全国人民代表大会において草案が公表され、07年6月に正式に公布、08年1月1日より施行されます。また、本法は1995年1月から施行されている「労働法」のうち労働契約に関する部分を切り離し立法化されました。その目的は労働者の権利保護を明確にするものであり、雇用契約、経済補償、集団契約と労働組合等について規定しています。本レポートでは、労働者を雇用する企業にとって重要な「雇用期間」に焦点を絞り、法律の内容と企業(特に外資企業)に与えると考えられる影響について報告します。

1. 労働契約

中国における労働契約は①固定期間労働契約(日本で言う契約社員)②無固定期間労働契約③一定業務の完了を期間とするものの3つに分けられます。①、③については文字通りの内容で特に説明の必要は無いかと思いますので②についてのみ説明します。無固定期間の労働契約とは、日本で言う終身雇用と類似するもので、企業は無固定期間労働契約を締結している労働者に対し、定年退職または定年解雇の年齢に達するまでは合理的な理由(重大な職務違反等)が無い限り契約の解除は出来ないというものです。現在の中国では、旧国営企業などの一部の企業を除き、労働者と無固定期間労働契約を締結している内資企業は僅かであり、雇用期間について正式な契約書をまったく締結していないか、もしくは締結していても一年に一度契約を更新する契約社員としている企業が殆どです。外資企業についても、基本的には一年毎に更新する契約社員が労働者の殆どを占めています。今回の労働契約法では、企業は一定の条件を満たす労働者に対し、無固定期間労働契約を締結することを義務付けられており、企業にとっての影響は多大なものになることが予想されます。

2. 無固定期間労働契約

企業が無固定期間労働契約を締結することが義務付けられている労働者の条件はいくつもありますが、このうち、外資企業に関わってくると想定されるものが次の2点になります。①勤続10年以上の労働者がいる場合、②2回の固定期間労働契約を連続して締結した労働者に対し、さらに契約を更新する場合です。①の10年の勤続期間は07年以前の期間を含めて計算することが要求されるものであり、また、②は08年1月1日以降(但し、新規設立の企業が対象)の固定期間契約更新から計算するものです。企業が仮に無固定期間労働契約を締結したくない労働者を雇用していた場合、①、または②の状況になる前に労働契約を解除する必要が生じます。上記制度を無視して固定期間労働契約を継続する企業の違法行為に対しては当該労



大連市街地風景



沈陽の毛沢東像

働者に対し違法な契約日から起算して2倍の給与を支払いする等の罰則が定められています。

3. 外資企業へのインパクト

これまで中国における外資企業は当地の豊富な労働力をもとに大量雇用を行うことで生産活動を行ってきました。労働者の契約は一年更新が一般的であり、長くて3~4年の雇用期間で労働者を入れ替える事で人件費の上昇を抑えることができました。また、常に労働者を入れ替えることで社内の活性化をはかることが可能でした。雇用が硬直化することで企業に与える影響は人件費の上昇、生産性の低下等も想定されます。

雇用形態は中国の内資企業も同様ではあります、社内の人員構成は外資企業と内資企業では大きく異なっています。内資企業の人員構成は中国国内において完結しており、社内には経理、総務といった管理部門、その下に生産工場を持っています。また、海外拠点がある場合には、社内において様々な職種の労働者が必要とされるため、様々な職種、年齢層の労働者を抱えることになりますが、全て中国人で構成されています。一方、外資企業は、中国国内の安価な労働力と物価の安さを活用するために進出した企業が殆どであり、企業の管理は基本的に海外(日本、韓国、米国など)にて行い、当地では数人の管理職と多数の工場労働者という形式を取っているのが通常です。当地で採用する労働者は10代から20代の若年層が殆どで、工場の規模によっては数千人規模の労働者を抱えています。このため、無計画に労働者と無固定期間労働契約を締結してしまうと社内の年齢層が非常にアンバランスとなってしまい、将来の

新規雇用への障害や、人件費の高騰など企業の存続に影響をあたえかねない事態も想定されます。

また、上記のケースを避けるべく、常に2回目の更新で契約を終了するという方法は、熟練労働者がいなくなるため、これもまた生産性に影響を及ぼす懸念があります。一部の能力の高い労働者には固定期間終了後、無固定期間契約を締結し、単純労働を行う労働者には固定期間終了後、契約を解除するという方法が今後の選択肢となると思われますが、企業にとってどの労働者と無固定期間契約を締結するかを選択することは非常に難しい判断になってくるものと思われます。

4. 派遣労働者の活用

上記の解決法として、近年中国国内でよく見られるようになっている派遣会社から労働者を受け入れるという手法が考えられます。派遣労働者は、受入企業が直接雇用した労働者ではなく、派遣会社との間の契約により受け入れている臨時の労働者であるため、先述の勤続10年以上または連続して2回の契約更新の条件に縛られることはできません。但し、個々にも若干の問題点があります。本法律は派遣会社についても規定があり、登録資本（資本金）の条件（派遣会社の登録資本は50万元を下回ってはならない）のほかに、派遣会社は被派遣労働者との間で、必ず2年以上の固定契約または無固定期間契約を締結しなければならないこと、派遣会社が労働派遣に際し違反があった場合は、派遣労働者の受け入れ先である企業も連帯責任を負い罰則の対象となることが規定されています。つまり企業が人材派遣会社から派遣労働者を

受け入れる場合、その派遣会社の雇用体制の問題の有無まで調査・確認する必要が生じるわけです。

5. 最後に

このほか、今般紹介した「労働契約法」には労働組合に関する事項、試用期間に関する事項等様々な規定が盛り込まれており、当地で大量の雇用を抱える大工場などは早急に対応が迫られますことになります。

但し、この法律により全ての企業が硬直化した労働層を抱え行き詰ってしまうとはいえないとする見方もあります。改革開放後に多くの私営企業が発生した中国ではそれまでの国営企業と違い終身雇用の制度はなかったため、労働者は数年でより良い待遇を求め転職を繰り返すのが一般的でした。特に、現在の好況下においては多くの企業が人材不足となっており、労働者の売り手市場になっている状況ではそれほど心配する必要はないと言う考え方です。

いずれにしても、今回の規定により中国でのビジネスに対して投資者側は採用、雇用形態、人材の選別など多くの面について体制を見直す必要が生じてきます。一部の企業は当地において、安価な労働者を使い捨てのような考え方で雇用していた面（外資企業ではありませんが）もあり、そのような企業は管理体制の大幅見直し、最悪の場合には事業からの撤退を迫られる状況になっていくことでしょう。

以上

改正建築基準法が 沖縄県経済に及ぼす影響について

経済レポート

要　旨

- ・沖縄県内において2007年7月以降、新規の建築物の着工が大きく減少している。
- ・要因は改正建築基準法が施行され、建築確認審査の厳格化や制度の周知不足等の行政側の対応の遅れ、建築確認の審査をする構造建築士の不足、新しい制度に対する設計士の不慣れなどにより、建築確認の許可が大きく遅れていることなどが挙げられる。
- ・建築着工統計(国土交通省)によると、07年の7~9月の3ヶ月間の着工床面積は前年同期比52.2%減、着工工事予定額は同56.7%減と大きく減少している。
- ・当社では、関係者へのヒアリングや7~9月の3ヶ月間の工事予定額の前年比減少分をもとに県経済に与える影響を年内続いた場合と年内続いた場合を、県の2000年産業連関表を用いて試算した。
- ・まず、影響が年内(07年7~12月までの6ヶ月)続いた場合では、工事予定額は1,099億円のマイナスとなり、経済効果は1,507億円のマイナスの波及効果をもたらす。また、粗付加価値額(名目県内総生産ベース)は968億円となり、これは07年度の県が発表した県内総生産(名目)の見通しの2.5%の額に相当する。

- ・次に、影響が年度内(07年7月~08年3月までの9ヶ月)続いた場合では、工事予定額は1,473億円のマイナスとなり、経済効果は2,020億円のマイナスの波及効果をもたらす。また、粗付加価値額(名目県内総生産ベース)は1,298億円となり、同様に07年度の県内総生産(名目)の見通しの3.4%の額に相当する。
- ・最近は建築着工の遅れによる工事の減少だけでなく、原油高や鋼材など一部の建設資材の高騰も深刻な問題となってきた。今後、これらの問題が、建設会社によっては資金繰りを圧迫し、経営状態の悪化ひいては倒産の発生等につながることが懸念される。
- ・沖縄県は建築確認審査の緩和措置を法施行後半年間に限り講じているが、事態が沈静化するまで、これらの措置の延長などが求められよう。

1. はじめに

沖縄県内において2007年7月以降、新規の建築物の着工が大幅に落ち込んでいる。要因は07年6月20日に改正建築基準法が施行され、建築確認審査の厳格化や制度の周知不足等の行政側の対応の遅れ、建築確認の審査をする構造建

改正建築基準法が沖縄県経済に及ぼす影響について

築土の不足、新しい制度に対する設計士の不慣れなどにより建築確認の許可が大きく遅れていることなどが挙げられる。また、設計士などが慎重を期して建築確認申請を手控える動きがみられた。さらに、申請が長期化していることから建築着工のメドが立たず、建築を取りやめた事例も少なからずあったとみられる。

沖縄県内の建築物は、鉄筋コンクリート造などの割合が高い(06年度の着工建築物の棟数のうち鉄筋コンクリート造や鉄骨造などの割合が全国の29.7%に対して沖縄県は95.8%となっている)ことから、改正建築基準法の影響を受けやすく、また、建築着工の減少は、建設業や建築資材などの建設関連の業種だけでなく、他の産業へ影響が及んでいく。そこで、当社ではこれらの影響が県経済に与える大きさについて県の2000年産業連関表を用いて試算した。

図表1 改正建築基準法の主なポイント

○構造計算適合性判定制度の導入

構造計算書の偽造等を防止するため、高さ20mを超える鉄筋コンクリート造の建築物など一定の高さ以上等の建築物については、第三者機関による構造審査(ピアチェック)が義務付けられた。

○構造計算適合性判定制度の導入に伴い、建築確認の審査期間が延長された。

(21日間→35日間、ただし、詳細な構造審査を要する場合には最大で70日間)

○建築確認や中間・完了検査に関する指針が告示で定められ、建築主事や民間機関の確認検査員はこれに従って適正に業務を行うこととなった。

(指針においては誤記や記載漏れなどを除き、図書の差替えや訂正がある場合には、再申請を求めるとしている。)

○3階建て以上の共同住宅については、中間検査が義務付けられた。

○確認申請に係る建築設計に複数の設計者が関わっている場合には、責任を明確にするため確認申請者の設計者欄に全員の氏名等を記載することになった。

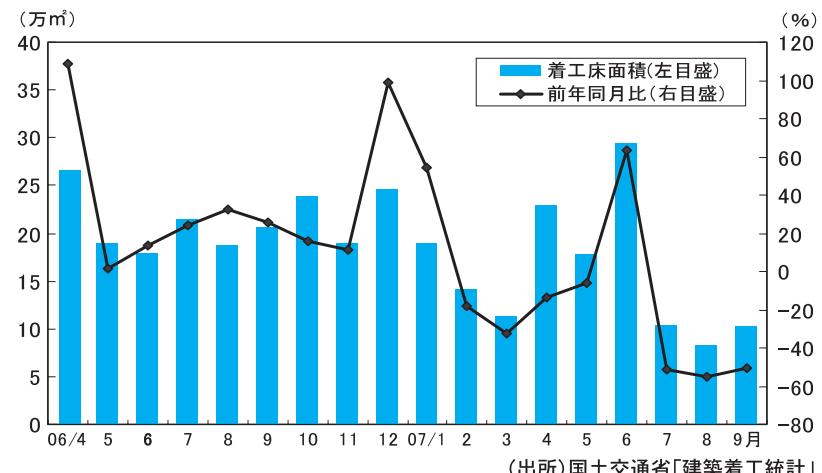
(出所)国土交通省ホームページより

2.建築着工統計の推移

①建築着工床面積

国土交通省が毎月発表している建築着工統計によると、07年7月以降県内の建築着工床面積は、大きく落ち込んでいる。6月は法施行前の駆け込み需要により前年同月比63.2%の大幅増となつたものの、7月は同51.1%減、8月

図表2 建築着工床面積の推移(沖縄県)

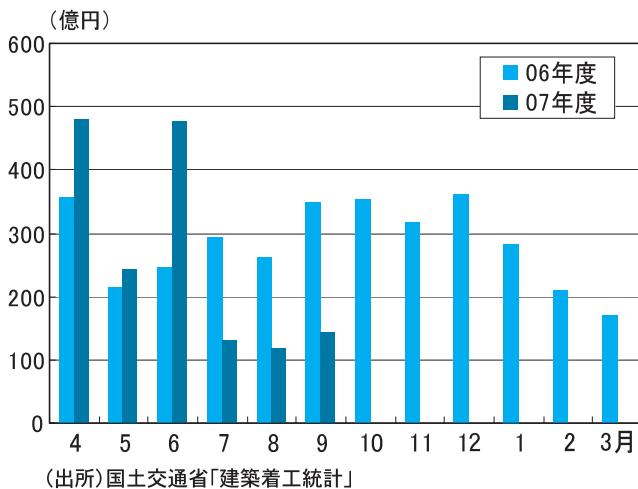


は同55.4%減、9月は同50.5%減と3カ月連続して、50%を超える減少率となっており、7～9月の3カ月間の合計では前年同期比52.2%の減少となっている。

②着工工事予定額

建築着工統計では、建築着工床面積以外に着工工事予定額についても公表している。これによると07年7月は前年同月比55.3%減の約131億4,000万円、8月は同55.7%減の約116億7,300万円、9月は同58.5%減の約144億8,200万円となり、7～9月の3カ月間の合計では前年同期比56.7%減(同513億9,000万円減)の約392億9,500万円となっている。

図表3 着工工事予定額の推移(沖縄県)



3. 県経済に及ぼす影響の試算

今回の改正建築基準法が与える影響の期間について、当社では建設業界団体や建設業者、建築確認機関、設計業者などの関係機関へヒアリングを実施した。これらの意見を集約した結果、影響は年内続くケースと08年3月までの年内

続くケースの見方が多かったことからこの2つのケースについて、上述した7～9月の3カ月間の着工工事予定額の前年比減少額をもとに県経済に及ぼす影響を県の2000年産業連関表を用いて試算した。

まず、影響が年内(07年7～12月までの6カ月間)続いた場合、工事予定額は1,099億円のマイナスとなり、原材料なども含めた経済効果は1,507億円のマイナスの波及効果をもたらすこととなる。粗付加価値額(名目県内総生産ベース)は968億円となり、これは、県が発表した07年度の県内総生産(名目)の見通し3兆8,375億円の2.5%の額に相当する。

次に、影響が年度内(07年7月～08年3月までの9カ月間)続いた場合、工事予定額は1,473億円のマイナスとなり、経済効果は2,020億円のマイナスの波及効果をもたらすこととなる。粗付加価値額(名目県内総生産ベース)は1,298億円となり、同様に07年度の県内総生産(名目)の見通しの3.4%の額に相当する。

また、このような建築工事の減少以外にも、原油高や鋼材など一部の建設資材の高騰も深刻な問題となってきている。今後、これらの問題が長期化すると、建設会社によっては資金繰りを圧迫し、経営状態の悪化やひいては倒産の発生等が懸念される。

建築確認が大きく遅れていることに対応して、沖縄県では提出書類の不備などの事前チェックを行う仮申請などの措置を法施行後半年間に限り講じているが、影響を軽減するために、これらの措置の延長などが求められる。

(注)本レポート作成後に県は、上記の特例措置を08年3月末まで延長することを決定した。

ただし、本レポートはマイナスの影響が予想される期間についてのみ試算したもので、建築確認審査が正常化され、その後、予想される需要の反動による建築工事の増加については考慮していない。

図表3 工事予定額減少の影響の試算

	影響が年内(07年12月まで)続く場合	影響が年度内(08年3月まで)続く場合
工事予定額	▲1,099億円	▲1,473億円
経済効果	▲1,507億円	▲2,020億円
粗付加価値額(名目県内総生産ベース)	▲968億円	▲1,298億円
県内総生産(07年度の県の見通し)に占める割合	2.5%	3.4%

(注1) 経済効果及び粗付加価値額(名目県内総生産ベース)は、県の2000年産業連関表を用いて試算した。経済効果は、直接効果と原材料などに波及する1次間接波及効果までの合計で試算した。

(注2) 上記の数字は影響が予想される期間のみの試算であり、その後予想される需要の反動による増加は考慮していない。

(注3) 工事予定額は、国土交通省発表の「建設着工統計」の数字をベースに試算。

以上

レポート：調査研究部上席研究員 伊佐昭彦

りゅうぎんビジネスクラブ主催「事業承継セミナー」

「オーナー社長は必聴!! 後継者から見た事業承継」

りゅうぎんビジネスクラブは、平成19年11月26日(月)に沖縄ハーバービューホテルにおいてみずほ総合研究所の堀内直太郎氏をお招きし、事業承継についてのセミナーを開催致しました。



堀内氏は、後継者の視点から事業承継対策のポイントを解説し、経営トップが代わっても他の古参経営陣が残る場合、後継者が古参経営陣との関係に苦慮することもあり、

「経営トップだけではなく、経営陣全体の世代交代を考える必要がある」とし、後継者を支える次期経営陣の育成や、古参役員の処遇についての検討についてアドバイスしました。

自社にとって望ましい経営者の資質について綿密にすり合わせる必要性についても強調し「事業承継計画を早期に作成すること、後継

者の能力を伸ばすこと、サポート役の確保・育成」についても言及しました。また、現代表者の承継後の役割として、後継者の相談役として助言を行う後見役型を勧め、後継者の意見を尊重し支援することが望ましいことも示しました。

親族への承継においては株式の買い取り資金への対処が重要となるが、M&Aの形では、株価引上げの努力がポイントとなるとし、「事業承継の方策によって自社株対策の方向性が大きく異なる」点についても説明しました。



琉球銀行の「事業承継」支援への取り組みについて

「事業承継」への取り組みの背景

同族企業が大多数を占める中小企業にとって、経営者の交代に際して事業をいかに引き継いでいくかという問題は重要な課題となっています。

子息・子女への事業承継がこの20年間でほぼ半減している一方、最近では4割近くの企業が従業員への承継やM&A等の「親族外承継」となっています。また、後継者不在を理由とする廃業が年間約7万社にのぼるとの分析もあり、事業承継は多くの企業にとって深刻な経営課題となっています。

平成17年10月には、中小企業庁が中心となって事業承継協議会が設立され、昨年6月には、同協議会が「事業承継ガイドライン」を公表するなど、国をあげての支援が始まっています。

琉球銀行においては、お客さまが抱える問題・課題をともに考え、ともに解決する「問題解決型金融機能の強化策」の一環として平成17年6月より「事業承継」に対するサポート体制を構築し取り組んでおります。

その具体的な取り組みとして、昨年度は関連セミナーを4回開催しており、本年度も上半期に「M&Aセミナー」「ファミリービジネスセミナー」「事業承継個別相談会」を開催し、下半期の取り組みの第一弾として11/26(月)にセミナーを開催致しました。

平成18年度下期よりお客さまからの「事業承継」に対する相談も急増しており、当行は事業承継のサポート体制を一層充実・強化していく所存です。

りゅうぎんビジネスクラブ事務局 担当:大城・比嘉 お問い合わせ:098-860-3817

●りゅうぎん調査● 県内の景気動向

概況(10月)

景気は、拡大の動きに一服感がみられる

建設関連では、建設受注額が前年を下回る

観光関連では、入域観光客数が前年並みとなる

10月の県内景気をみると、消費関連では、百貨店売上高が食料品などの減少により前年を下回った。スーパー売上高は、既存店では衣料品が増加したものの、食料品が減少したことから前年と同水準となり、全店では新設店効果などから引き続き前年を上回った。新車販売は、普通乗用車の増加より引き続き前年を上回った。電気製品卸売は、エアコンなどの増加により引き続き前年を上回った。建設関連では、公共工事請負金額は、県、市町村が増加したことから前年を上回った。県内主要建設会社の受注額は、一部改正建築基準法の影響などにより引き続き前年を下回った。建設資材出荷・売上では、鋼材、建材、セメント、生コンとともに引き続き前年を下回った。観光関連では、入域観光客数は、外国客が増加したものの、国内客が前年の世界のウチナーンチュ大会などの反動により減少したことから、ほぼ前年並みとなった。主要ホテルは、稼働率、売上高ともに前年を下回った。主要観光施設入場者数も前年を下回った。

総じてみると、観光関連は引き続き好調に推移し、消費関連は底堅く推移しているものの、建設関連は弱含んでいることから、県内景気は拡大の動きに一服感がみられる。

消費関連

百貨店売上高は、食料品などが減少したことから3カ月ぶりに前年を下回った。スーパー売上高(既存店)は、月後半に気温が低めに推移し秋物衣料が増加したものの、食料品が減少したことから前年と同水準となった。全店ベースは、新設店効果などから3カ月連続で前年を上回った。新車販売は、普通乗用車が増加したことから2カ月連続で前年を上回った。電気製品卸売は、エアコンなどが増加したことから4カ月連続で前年を上回った。

建設関連

公共工事請負額は、国発注工事は減少したものの、県、市町村が増加したことから2カ月ぶりに前年を上回った。県内主要建設会社の受注額は、一部に改正建築基準法の影響がみられたことから3カ月連続で前年を下回った。建設資材関連では、鋼材が2カ月連続で前年を下回ったほか、建材、セメント、生コンも改正建築基準法の影響などから4カ月連続で前年を下回った。

観光関連

入域観光客数は、前年の世界のウチナーンチュ大会および航空会社のキャンペーンの反動で国内客が15カ月ぶりに減少したものの、外国客が定期クルーズ船の運航、航空チャーター便が好影響し9カ月連続で増加したことから、ほぼ前年並みとなった。県内主要ホテルは、稼働率が5カ月ぶりに前年を下回り、売上高も3カ月ぶりに前年を下回った。主要観光施設入場者数は3カ月ぶりに前年を下回った。主要ゴルフ場は、入場者数は7カ月連続で増加したが、売上高は2カ月ぶりに前年を下回った。

雇用関連

新規求人人数(9月)は前年同月比21.5%減となり、9カ月連続で減少した。有効求人倍率(季調値)は0.44倍と前月と同水準となった。完全失業率は7.6%となり、前年同月より0.2ポイント改善した。

その他

消費者物価指数(総合、9月)は、保健医療、被服及び履物などが上昇したものの、教養娯楽、交通・通信などが下落したことから、前年同月と同水準となった。企業倒産は、件数が7件と前年同月より2件減となり、負債総額も9億8,300万円と前年同月比61.8%の減少となった。

りゅうぎん調査(2007年10月)

増減率(%)

	前年同月比	前年同期比 (2007.8—2007.10)
1. 消費関連		
(1) 百 貨 店 (金額)	▲ 1.8	3.6
(2) スーパー(既存店)(金額)	0.0	2.0
(3) スーパー(全店)(金額)	1.4	4.0
(4) 新車販売(台数)	0.1	▲ 0.1
(5) 電気製品卸売(金額)	5.1	5.4
2. 建設関連		
(1) 公共工事請負金額(金額)	15.5	▲ 4.9
(2) 建築着工床面積(m ²)	(9月) ▲ 50.5	(7-9月) ▲ 52.2
(3) 新設住宅着工戸数(戸)	(9月) ▲ 61.0	(7-9月) ▲ 62.2
(4) 建設受注額(金額)	▲ 22.7	▲ 19.2
(5) セメント(トン数)	▲ 3.0	▲ 5.4
(6) 生コン(㎥)	▲ 5.5	▲ 6.1
(7) 鋼材(金額)	▲ 27.1	▲ 8.2
(8) 建材(金額)	▲ 18.6	▲ 17.8
3. 観光関連		
(1) 入域観光客数(人数)	0.0	5.2
(2) 県内主要ホテル稼働率	(前年同月差) ▲ 3.0	(前年同期差) 1.2
	(実数) 82.5	(実数) 86.6
(3) " 売上高(金額)	▲ 3.7	2.4
(4) 観光施設入場者数(人数)	▲ 2.3	8.6
(5) ゴルフ場入場者数(人数)	1.1	1.4
(6) " 売上高(金額)	▲ 1.0	0.6
4. その他		
(1) 県内新規求人數(人数)	(9月) ▲ 21.5	(7-9月) ▲ 18.7
(2) 有効求人倍率(季調値)	(実数、9月) 0.44	(実数) 0.44
(3) 消費者物価指数(総合)	(9月) 0.0	(7-9月) 0.1
(4) 企業倒産件数(件数)	(前年同月差) ▲ 2	(前年同期差) ▲ 3.7
(5) 広告収入(県内マスコミ)(金額)	(9月) ▲ 1.7	(7-9月) 0.5
(6) 電力使用量(百万Kw)	(9月) ▲ 0.2	(7-9月) 1.4

(注1) 公共工事請負金額は西日本建設業保証株式会社沖縄支店調べ。建築着工床面積、新設住宅着工戸数は国土交通省調べ。
県内新規求人數、有効求人倍率は沖縄労働局調べ。入域観光客数、消費者物価指数は沖縄県調べ。企業倒産件数は東京商工リサーチ沖縄支店調べ。

(注2) 企業倒産件数の前年同期差は、月平均件数の前年同期差。

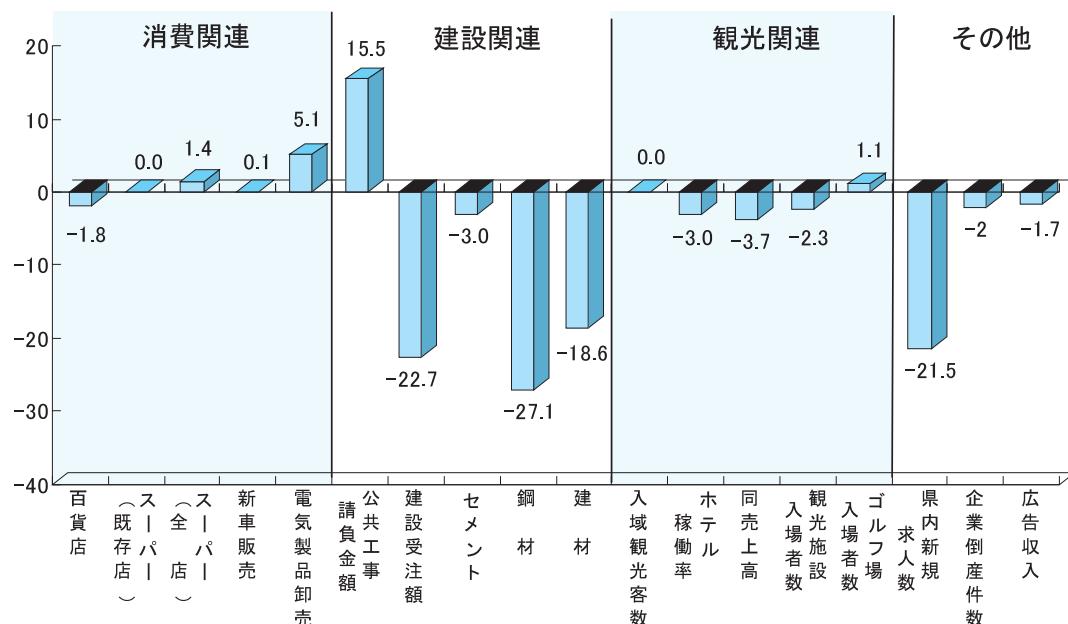
(注3) 電気製品卸売販売額は、2007年6月より調査先を10社から9社へと変更した。

(注4) 生コンは2006年4月より調査先数を変更した(生コン協同組合の減少による)。

(注5) 主要ホテルは、2007年7月より調査先を18ホテルから19ホテルとした。

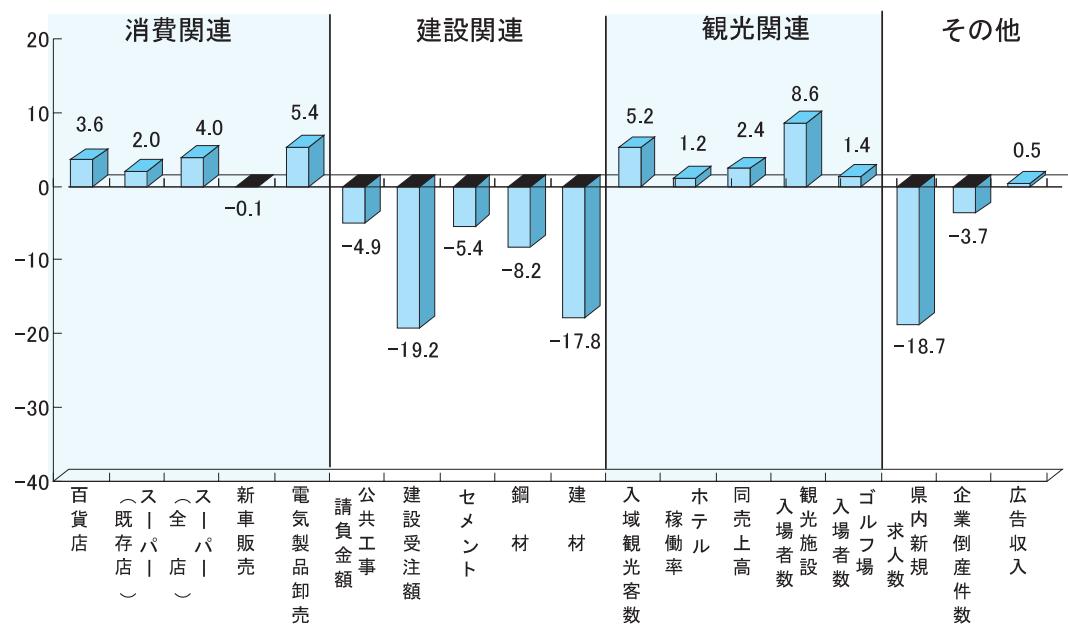
(注6) ゴルフ場は、2006年10月より調査先を9ゴルフ場から8ゴルフ場とした。

項目別グラフ(単月、2007年10月)



(注) 県内新規求人、広告収入は9月分。数値は前年比(%)。
ホテル稼働率(%ポイント)、企業倒産件数(件)は前年差。

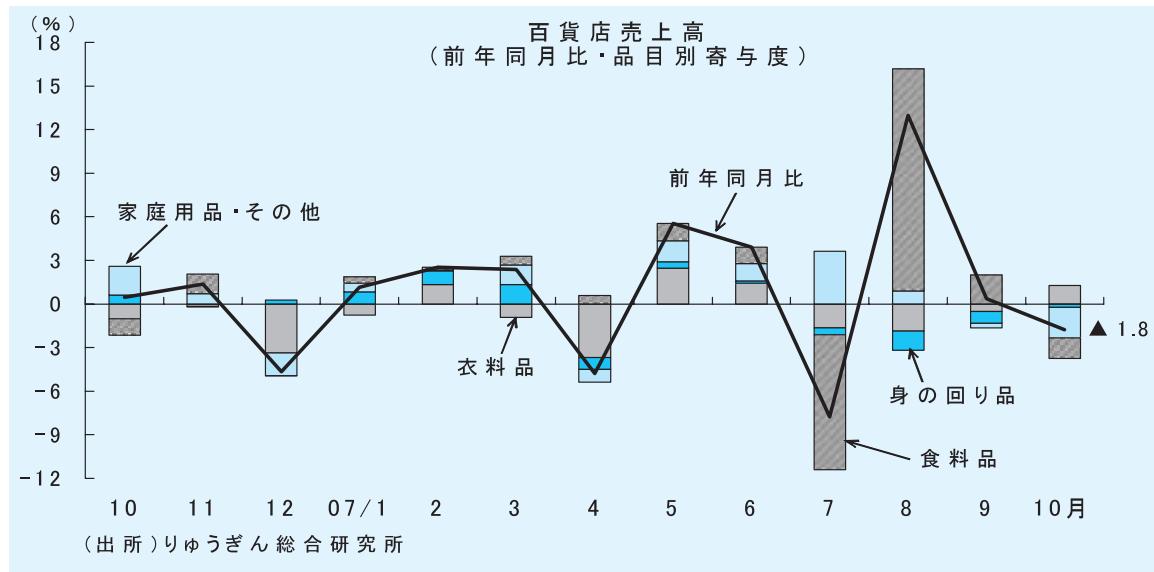
項目別グラフ(3カ月、2007年8~10月)



(注) 県内新規求人、広告収入は7~9月分。数値は前年比(%)。
ホテル稼働率(%ポイント)は前年差。企業倒産件数(件)は月平均の前年差。

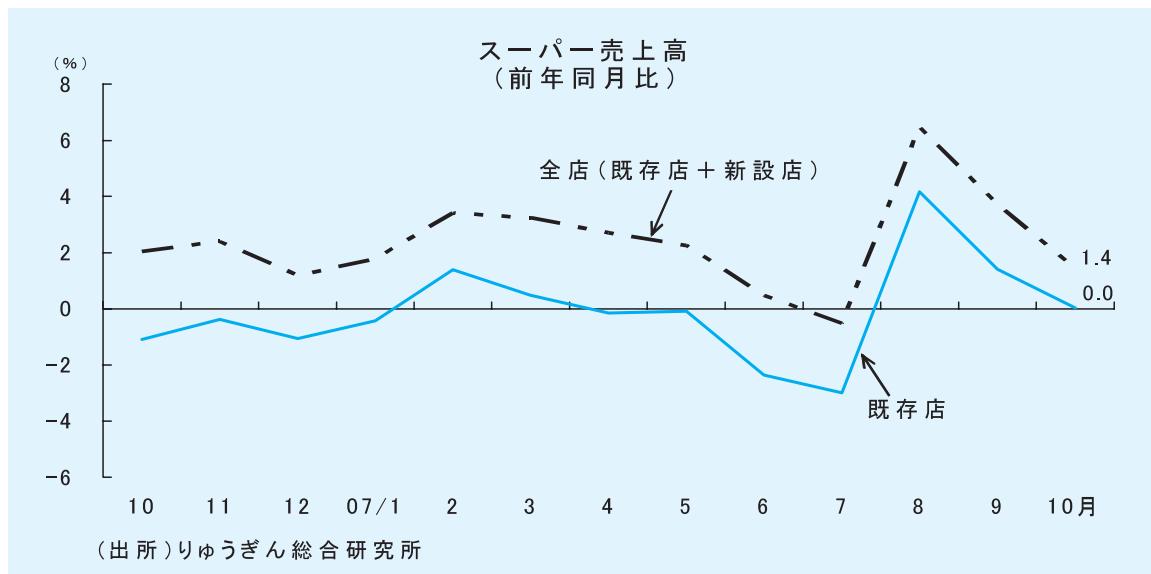
1.消費関連

①百貨店売上高:3カ月ぶりに減少



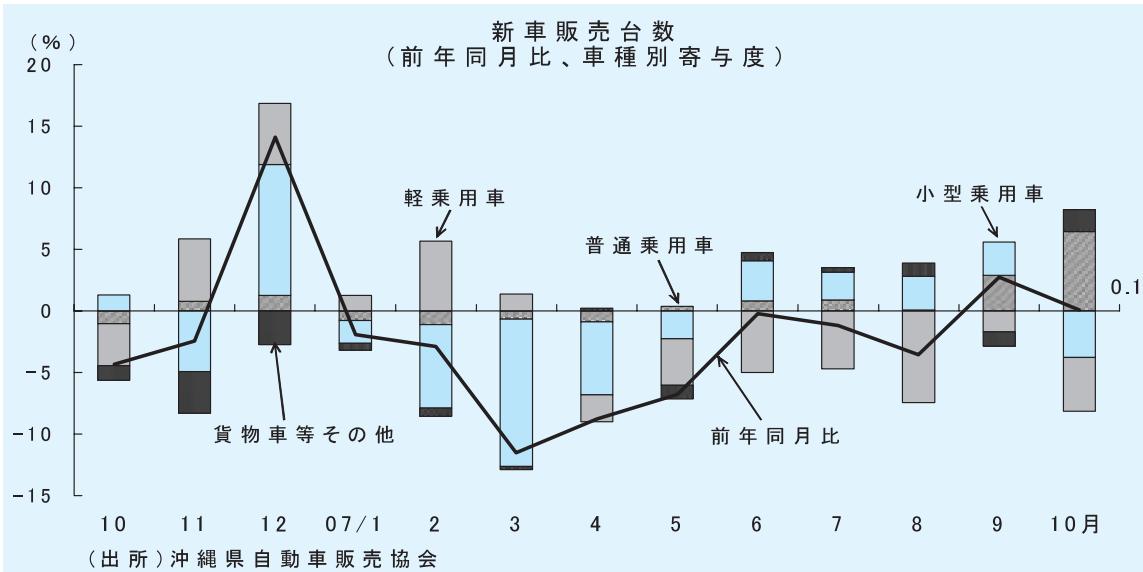
- ・百貨店売上高は、衣料品が催事効果で増加したものの、食料品などが減少したことから前年同月比1.8%減となり、3カ月ぶりに前年を下回った。
- ・品目別にみると、衣料品(同3.4%増)が増加し、家庭用品・その他(同7.4%減)、食料品(同6.2%減)、身の回り品(同1.9%減)が減少した。

②スーパー売上高:全店ベースは3カ月連続で増加



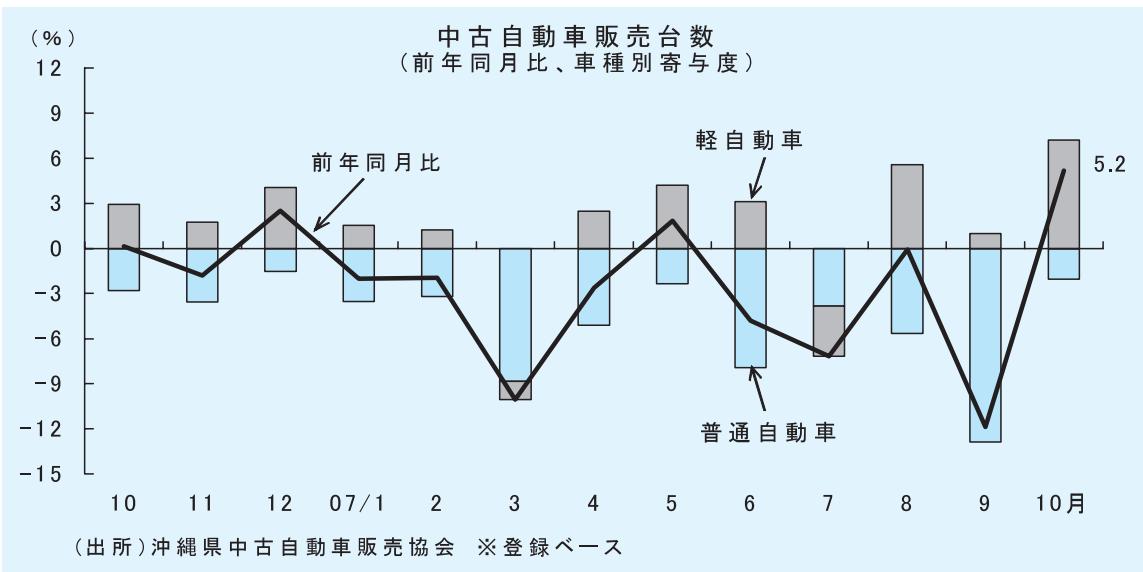
- ・スーパー売上高は、既存店ベースでは前年同月と同水準となった。
- ・衣料品は、月後半に気温が低めに推移し秋物衣料が増加したことから同2.5%増となったものの、食料品は、カレンダー要因(前年に比べ日曜日が1日少なかった)などから同0.3%減となった。
- ・全店ベースは、新設店効果などから同1.4%増と3カ月連続で前年を上回った。

③新車販売台数:2カ月連続で増加



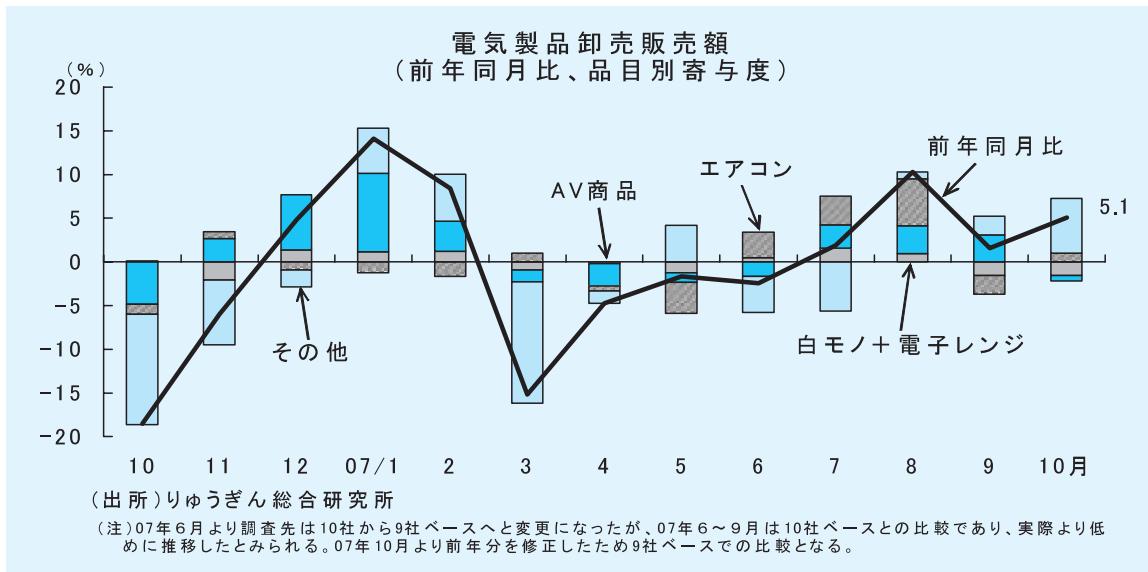
- ・新車販売台数は2,862台となり、普通乗用車が増加したことなどから、前年同月比0.1%増と2カ月連続で前年を上回った。
- ・普通自動車(登録車)は1,060台(同11.0%増)で、うち普通乗用車は379台(同194.0%増)、小型乗用車は550台(同16.4%減)であった。軽自動車(届出車)は1,802台(同5.4%減)で、うち軽乗用車は1,481台(同7.8%減)であった。

④中古自動車販売台数(登録ベース):5カ月ぶりに増加



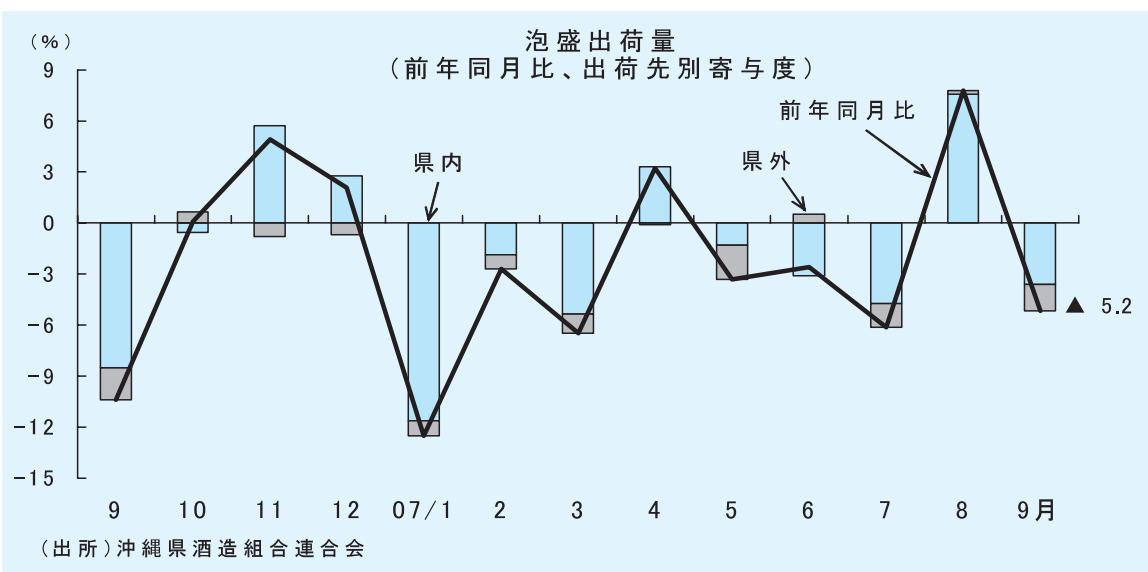
- ・中古自動車販売台数(普通自動車及び軽自動車の合計、登録ベース)は、前年同月比5.2%増となり5カ月ぶりに前年を上回った。内訳では、普通自動車は同4.0%減、軽自動車は同14.9%増となった。

⑤電気製品卸売販売額：4カ月連続で増加



- 電気製品卸売販売額は、エアコンなどの増加により前年同月比5.1%増と4カ月連続で前年を上回った。
- 品目別にみると、AV商品ではテレビが同0.3%増、DVDレコーダーが同1.4%減、白モノでは洗濯機が同0.5%増、冷蔵庫が同14.1%減、エアコンは同37.3%増、その他は同12.8%増となった。

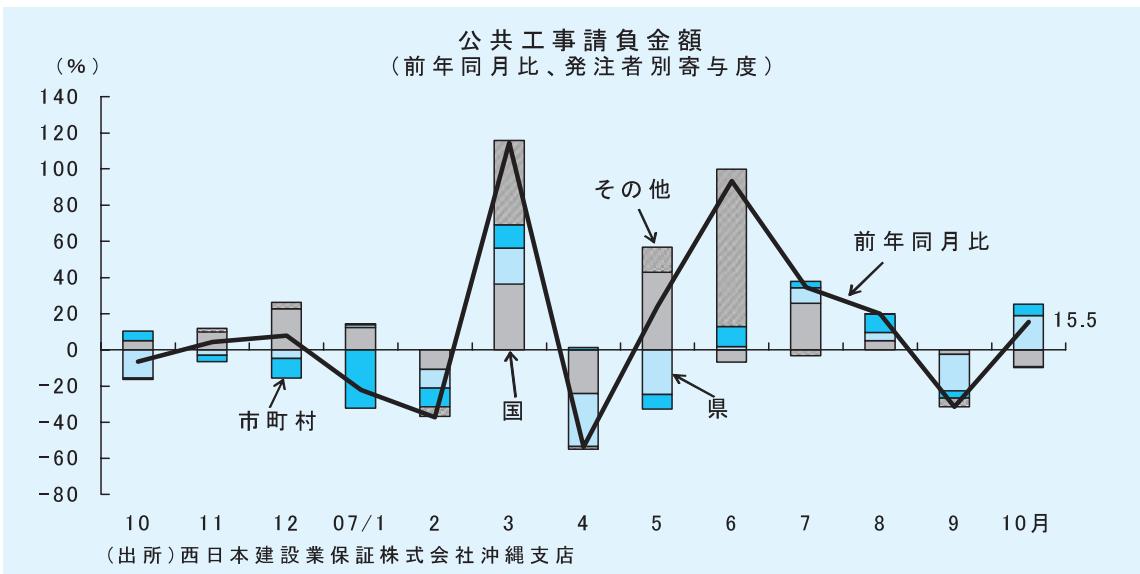
⑥泡盛出荷量：2カ月ぶりに減少



- 泡盛出荷量(9月)は、前年同月比5.2%減となり2カ月ぶりに前年を下回った。県内出荷量は同4.5%減、県外出荷量は同7.7%減となった。

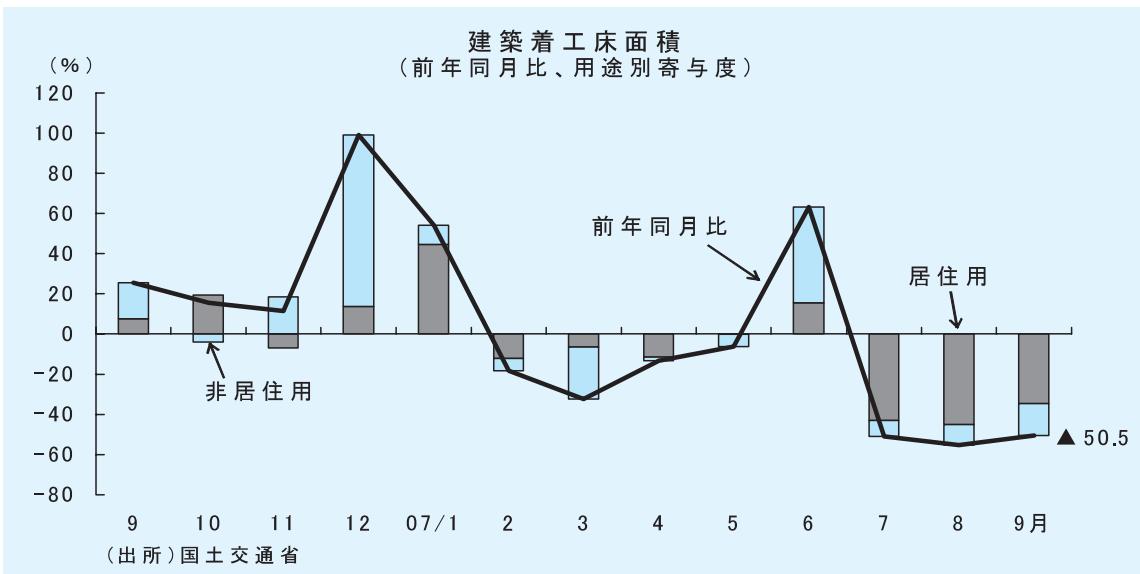
2. 建設関連

1 公共工事請負金額: 2カ月ぶりに増加



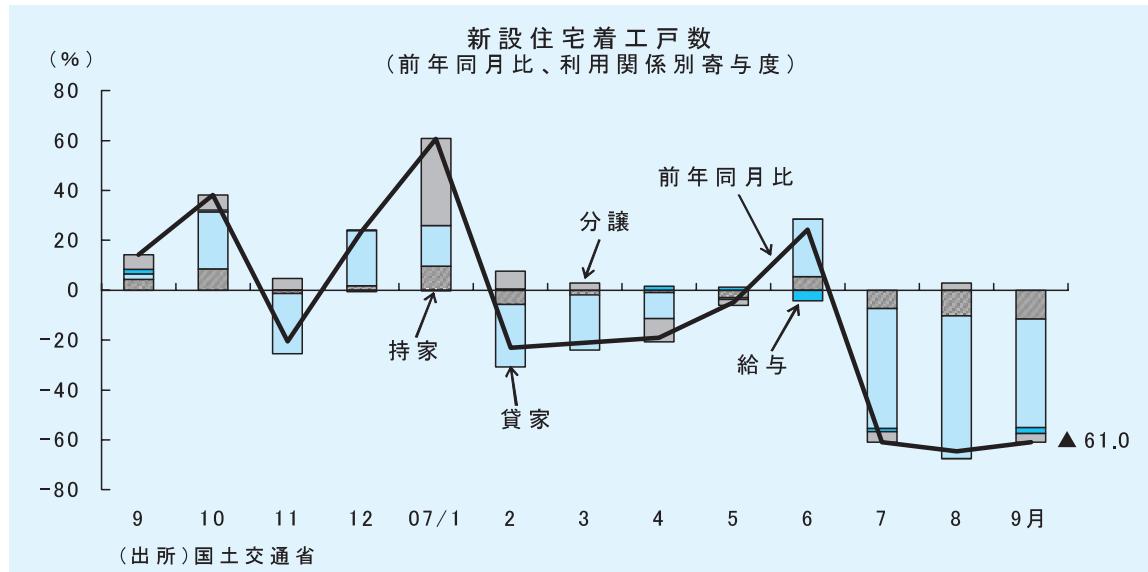
- ・公共工事請負金額は、324億30百万円で前年同月比15.5%増と2カ月ぶりに前年を上回った。
- ・発注者別では、国(同30.0%減)は減少したものの、県(同84.5%増)、市町村(同15.2%増)は増加した。
- ・大型工事としては、那覇港(那覇ふ頭地区)道路沈埋トンネル(6・8号函)築造工事や同岸壁関連工事、国道507号1号トンネル(仮称)新設工事、伊良部大橋橋梁整備第3期工事(上部工その2)、新石川浄水場関連工事などがあった。

2 建築着工床面積: 3カ月連続で減少



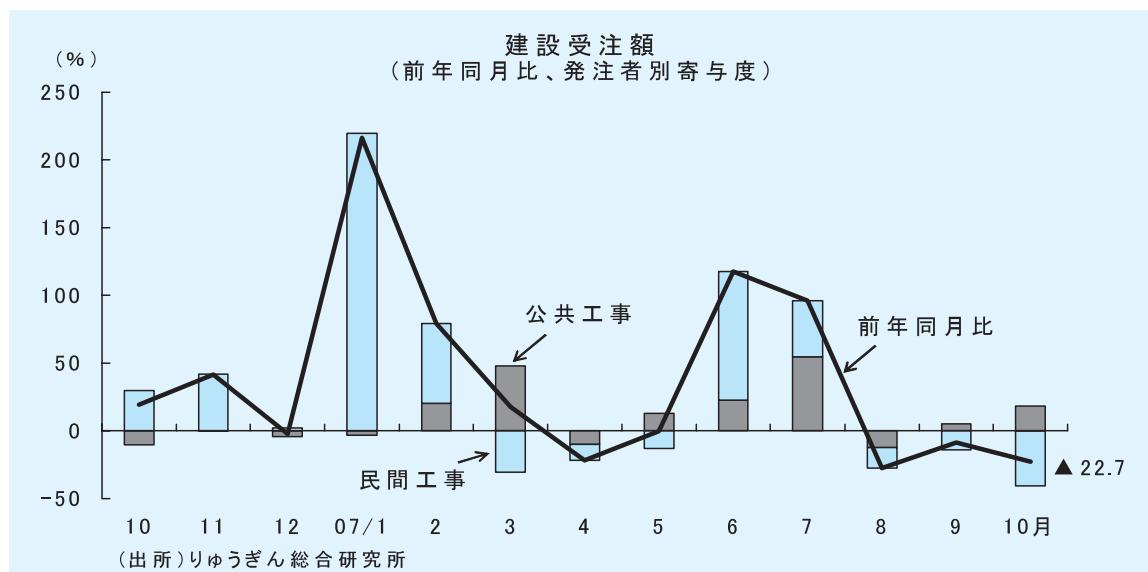
- ・建築着工床面積(9月)は、10万2,693m²で改正建築基準法の施行の影響から前年同月比50.5%減と3カ月連続で前年を大幅に下回った。用途別では、居住用(同57.4%減)、非居住用(同39.9%減)ともに減少した。
- ・建築着工床面積を用途別(大分類)みると、居住専用、医療、福祉用、教育・学習支援業用などの落ち込みが大きかった。

③新設住宅着工戸数:3カ月連続で減少



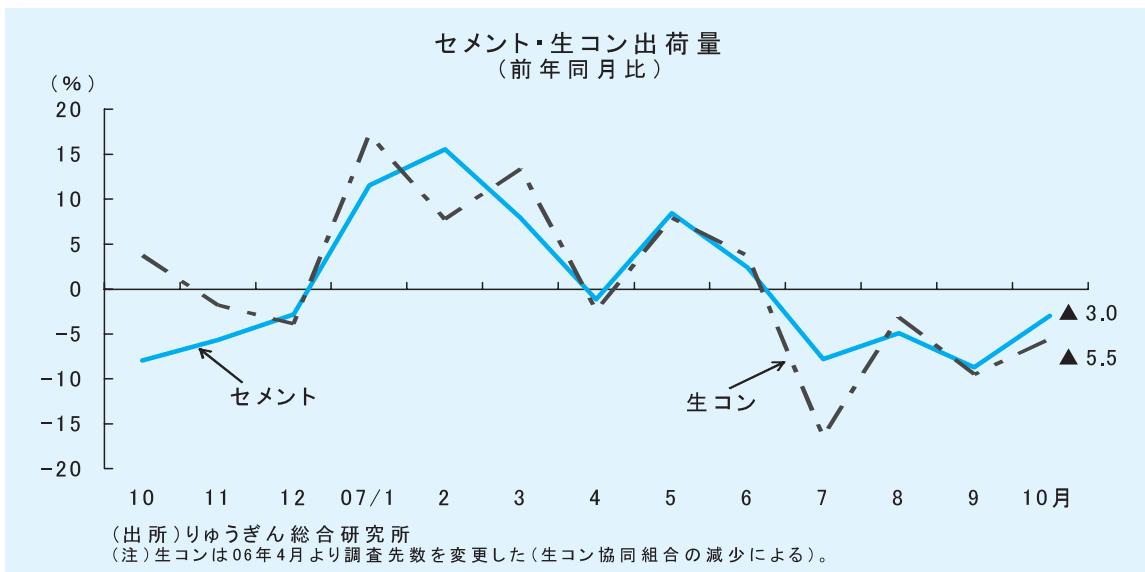
- 新設住宅着工戸数(9月)は、575戸で改正建築基準法の施行の影響から前年同月比61.0%減と3カ月連続で前年を大幅に下回った。
- 利用関係別では、持家(同54.0%減)、賃家(同65.6%減)、分譲(同35.2%減)ともに減少した。

④建設受注額:3カ月連続で減少



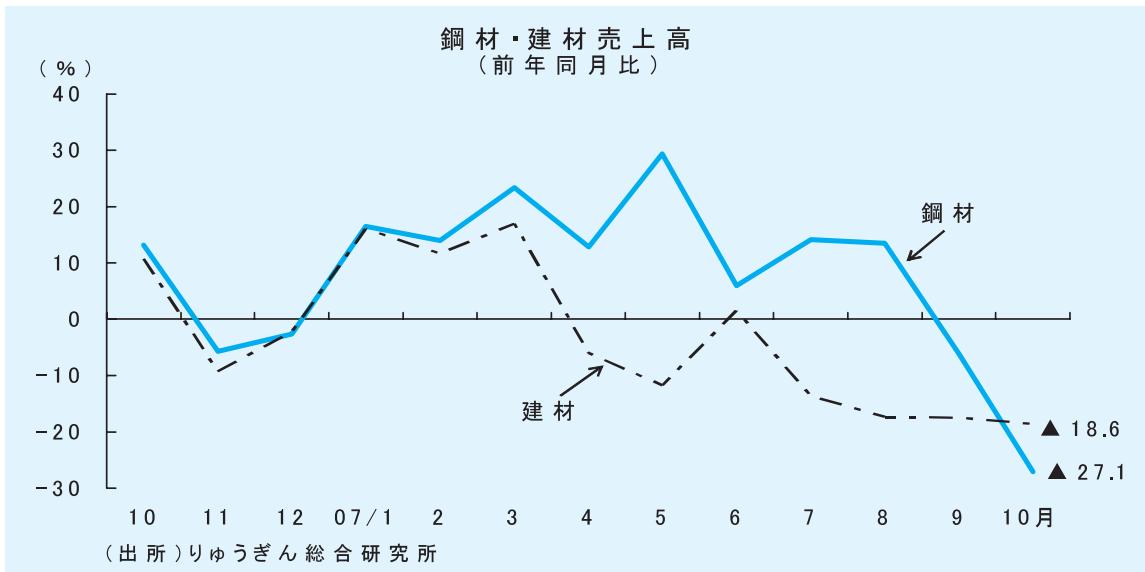
- 建設受注額(調査先建設会社:20社)は、一部に改正建築基準法の影響があったことから前年同月比22.7%減と3カ月連続で減少した。
- 発注者別では、公共工事(同61.3%増)は港湾関連工事などの受注増により2カ月連続で増加したもの、民間工事(同57.8%減)は3カ月連続で減少した。

⑤セメント・生コン出荷量：セメント、生コンともに4カ月連続で減少



- セメント出荷量は、7万8,635トンで前年同月比3.0%減と4カ月連続で前年を下回った。
- 生コン出荷量は、17万1,269立方メートルで同5.5%減と4カ月連続で前年を下回った。
- 生コン出荷量を出荷先別にみると、民間工事はおもにホテルやマンション向け出荷は引き続き増加し、個人住宅や医療関連、社屋関連向けは引き続き減少した。公共工事は橋梁関連向けや学校関連などは増加し、防衛庁、海事工事、一般土木向けが減少した。

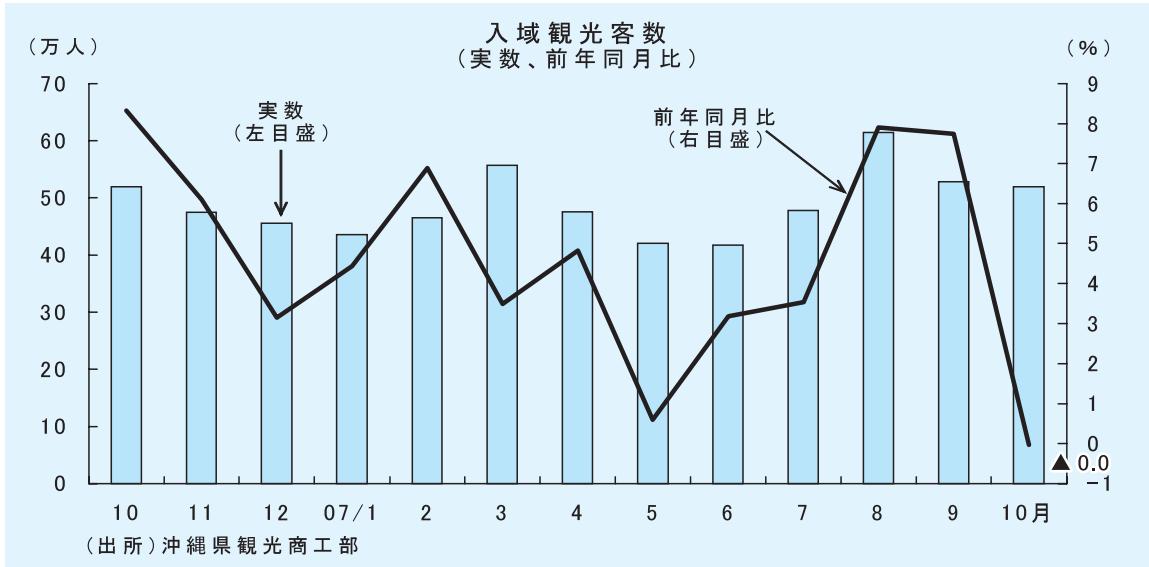
⑥鋼材・建材売上高：鋼材は2カ月連続で減少、建材は4カ月連続で減少



- 鋼材売上高は、前年同月比27.1%減と2カ月連続で前年を下回った。価格の高止まりは続いているものの、改正建築基準法の影響などから販売数量が減少した。
- 建材売上高は、持家やアパート建設向け出荷に年明け後一服感が出ているところに改正建築基準法の影響が加わり同27.1%減と4カ月連続で前年を下回った。

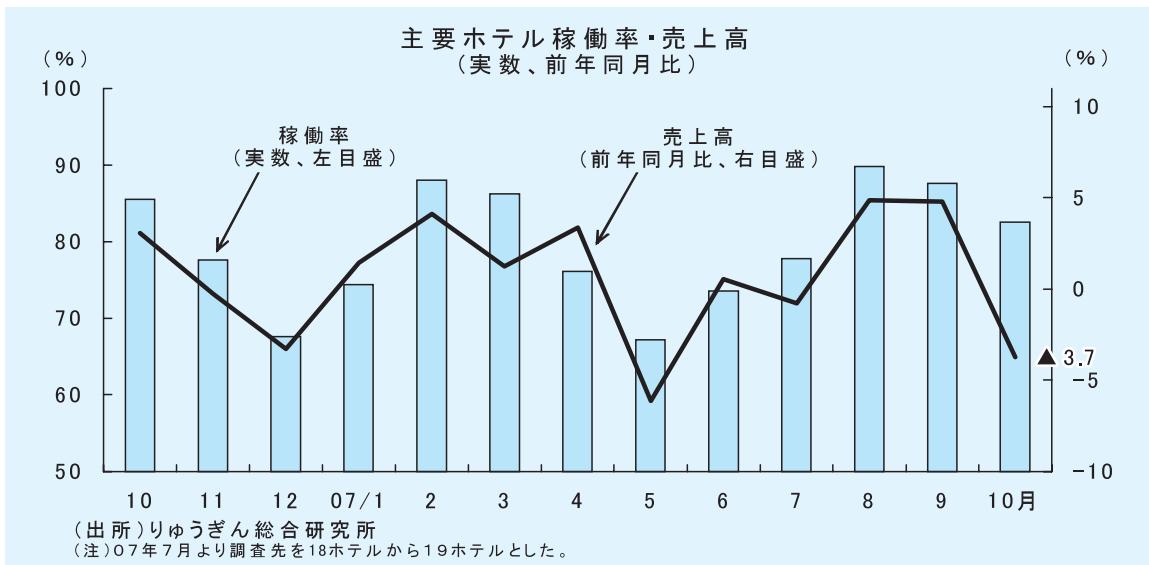
3.観光関連

1 入域観光客数: ほぼ前年並み



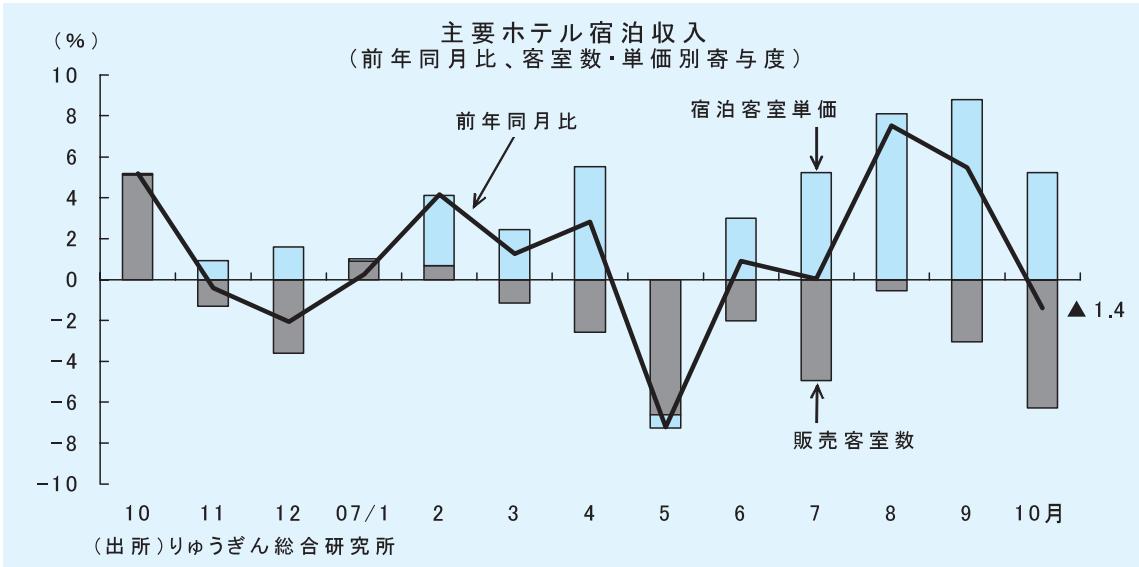
- ・入域観光客数は51万9,700人で、ほぼ前年並み(前年同月比200人減)となった。
- ・国内客(前年同月比4.1%減)は、15カ月ぶりに前年を下回った。前年の世界のウチナーンチュ大会の開催や航空会社のキャンペーンの反動とみられる。外国客(同188.1%増)は、定期クルーズ船の運航再開、台湾、香港、韓国からのチャーター直行便が好影響し、9カ月連続で前年を上回った。
- ・11月1~20日の本土発沖縄向け航空旅客輸送実績(スカイマークエアラインズを除く)は前年同期比3.0%減となり2カ月連続で前年を下回った。

2 主要ホテル稼働率・売上高: 稼働率は5カ月ぶりに低下、売上高は3カ月ぶりに減少



- ・主要ホテルの客室稼働率は、82.5%と前年同月比3.0ポイント低下し5カ月ぶりに前年を下回った。売上高は同3.7%減少し3カ月ぶりに前年を下回った。
- ・那覇市内ホテルの客室稼働率は、78.3%で同6.5ポイント低下した。売上高は、同10.4%減となった。リゾート型ホテルの客室稼働率は、85.7%で同0.6ポイント低下した。売上高は、同0.3%増となった。

③主要ホテル宿泊収入:5カ月ぶりに減少



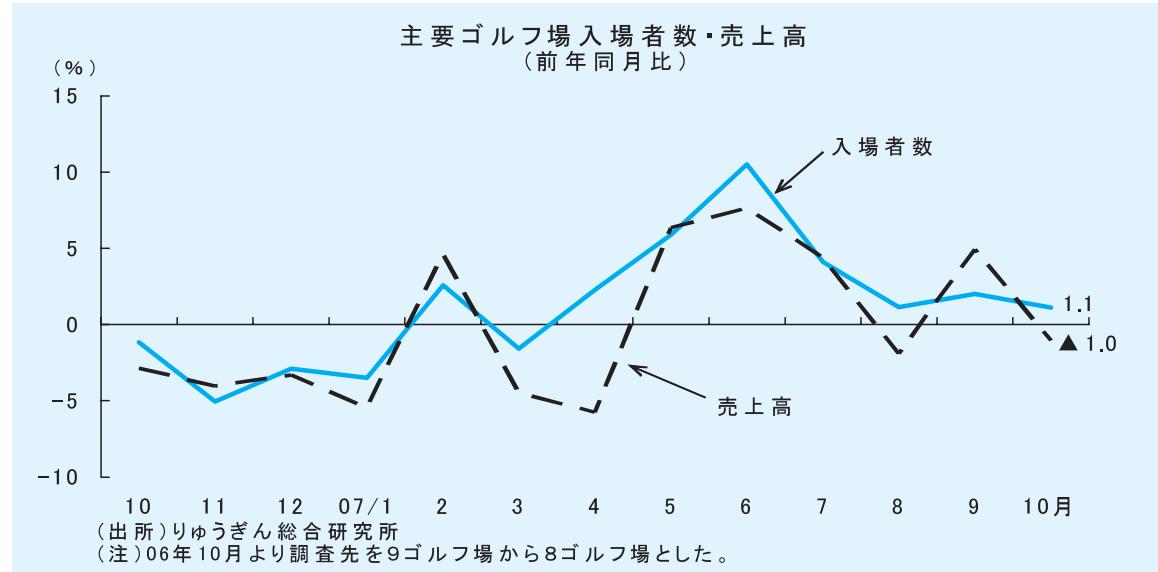
・主要ホテル売上高のうち宿泊収入についてみると、宿泊客室単価(価格要因)は5カ月連続で増加したが、販売客室数(数量要因)が9カ月連続で減少となり、全体では前年同月比1.4%減と5カ月ぶりに前年を下回った。

④主要観光施設の入場者数:3カ月ぶりに減少



・主要観光施設の入場者数は、前年同月比2.3%減少し、3カ月ぶりに前年を下回った。

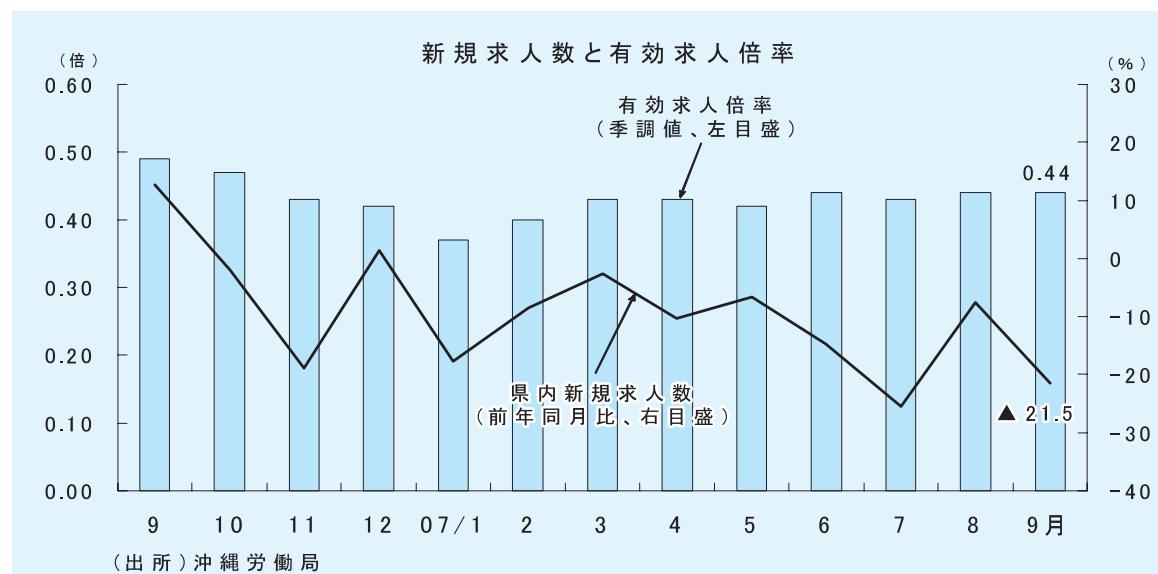
⑤主要ゴルフ場入場者数・売上高：入場者数は7カ月連続で増加、売上高は2カ月ぶりに減少



- 主要ゴルフ場の入場者数は、前年同月比1.1%増加し、7カ月連続で前年を上回った。観光客の入場も前年比増加している。売上高は同1.0%減となり2カ月ぶりに前年を下回った。

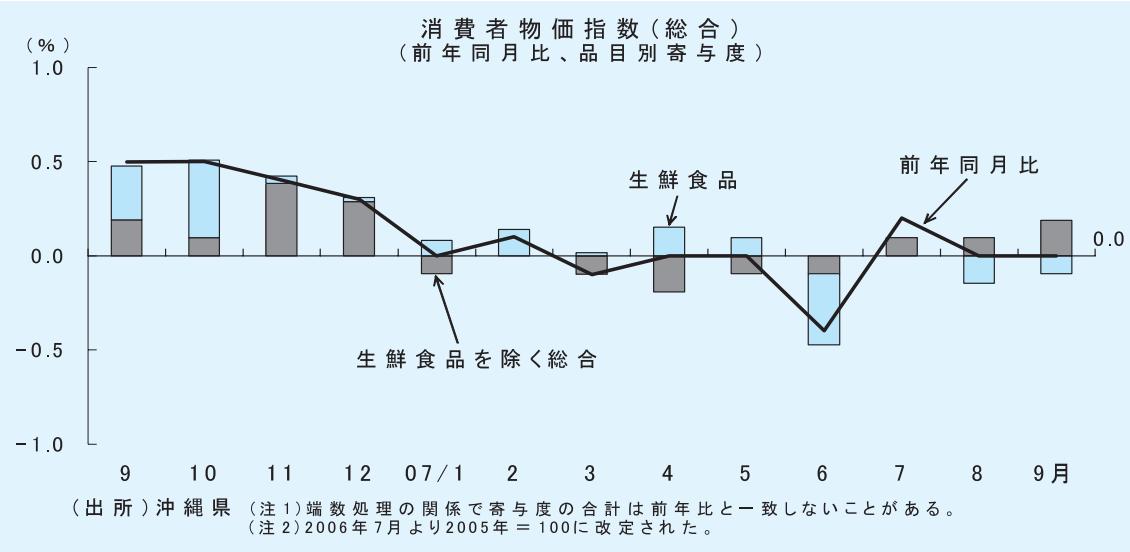
4.その他

①雇用関連：新規求人数は減少、有効求人倍率(季調値)は同水準



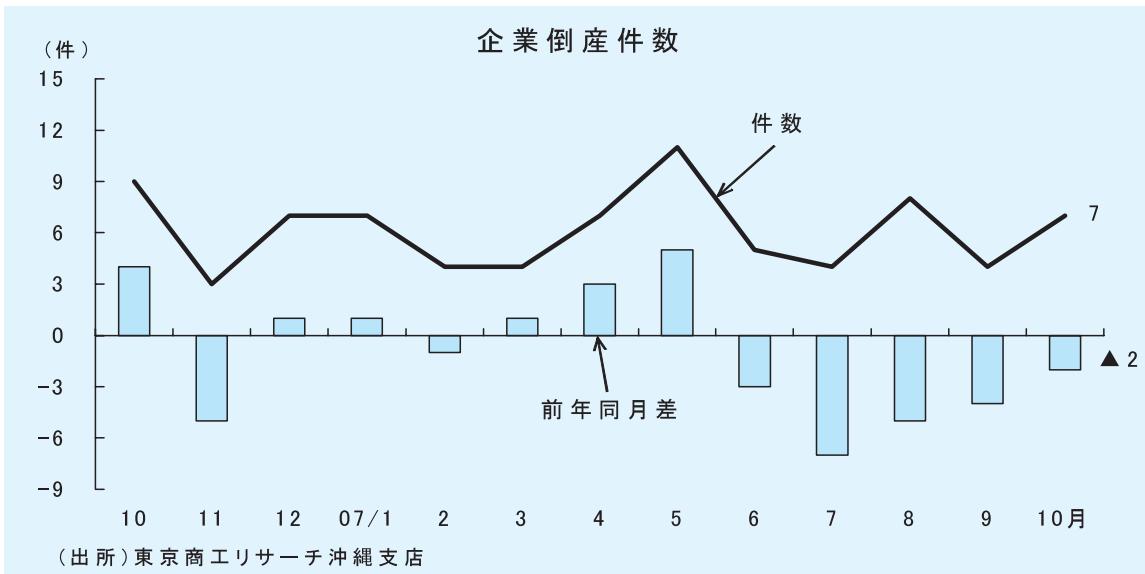
- 新規求人数(9月)は、前年同月比21.5%減となり9カ月連続で減少した。産業別にみると、医療、福祉、運輸業などで増加し、製造業、サービス業などで減少した。有効求人倍率(季調値)は、0.44倍となり、前月と同水準となった。
- 労働力人口(9月)は、65万7千人で前年同月比0.3%の増加となり、就業者数は、60万7千人で同0.5%の増加となった。完全失業者数は、5万人で同2.0%の減少となった。完全失業率は7.6%と同0.2ポイント改善した。

②消費者物価指数(総合):同水準



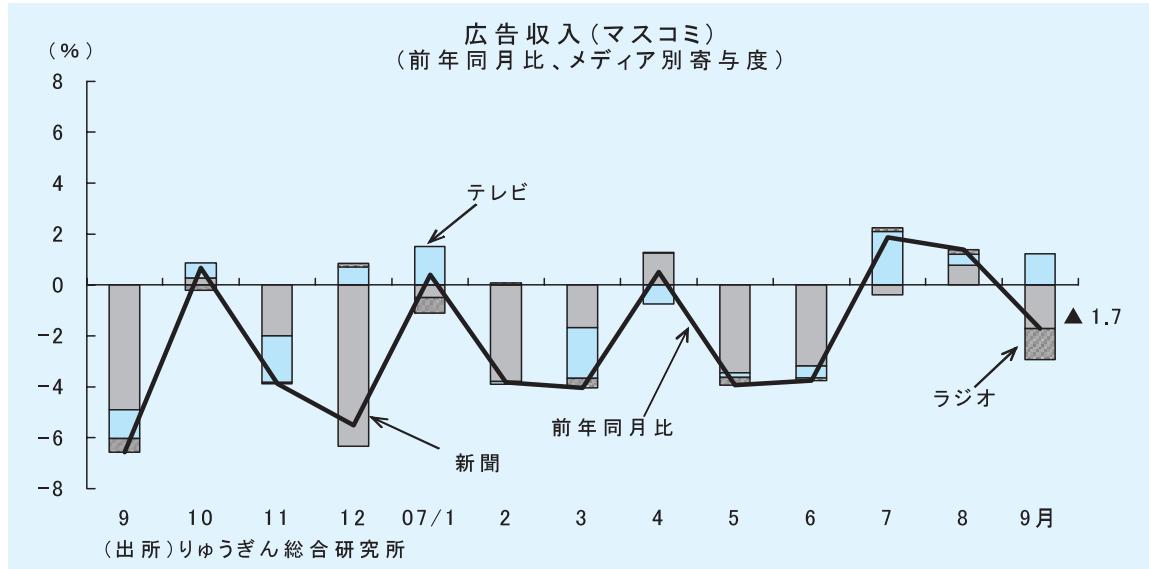
- ・消費者物価指数(総合、9月)は、前年同月と同水準となった。生鮮食品を除く総合は、同0.2%の上昇となった。
- ・品目別の動きをみると、保健医療、被服及び履物などが上昇し、教養娯楽、交通・通信などが下落した。

③企業倒産:件数、負債総額ともに減少



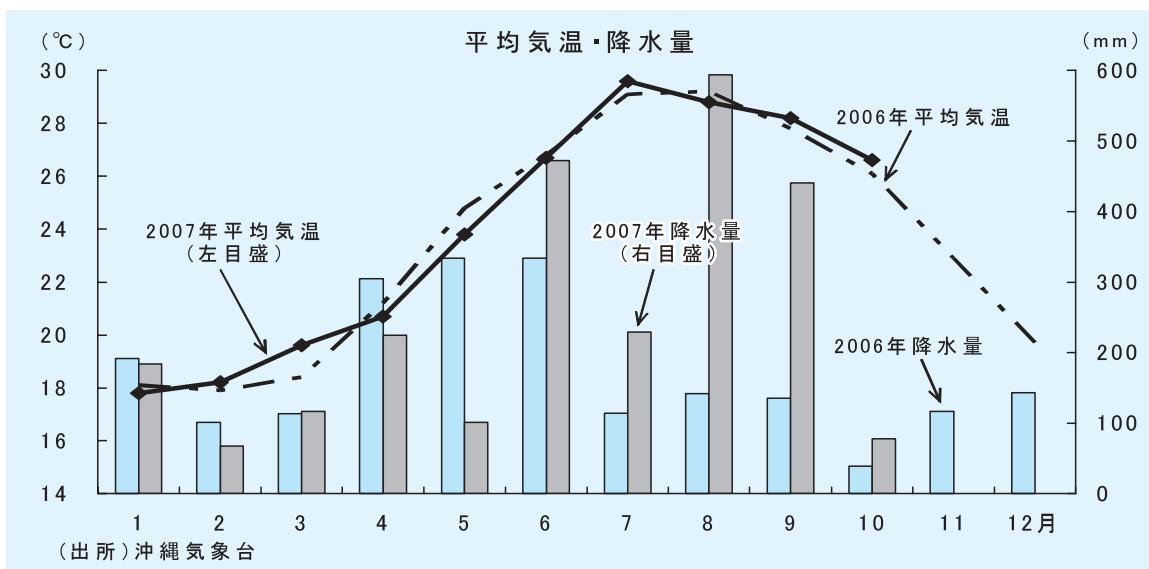
- ・倒産件数は、7件となり前年同月を2件下回った。業種別では、建設業3件(前年同月差2件減)、サービス業3件(同2件増)、卸売業1件(前年と同数)となった。
- ・負債総額は、9億8,300万円となり前年同月比61.8%の減少となった。

④ 広告収入(マスコミ):3カ月ぶりに減少



・広告収入(マスコミ:9月)は、前年同月比1.7%減少し、3カ月ぶりに前年を下回った。テレビは前年を上回ったものの、新聞、ラジオが前年を下回った。

参考 気象:平均気温・降水量(那覇)



・平均気温は26.6°Cと前年同月(26.1°C)より高く、平年(24.9°C)よりも高く推移した。月前半は高く推移したが、後半は低めに推移した。降水量は78.0mmと前年同月(39.0mm)より多かった。

償
却

太陽 ASG 今月の経理情報

2007年11月

資
産
税

今回のテーマ： 債却資産税

法人や個人事業者は、賦課期日(毎年1月1日)に所有している債却資産を、その年の1月31日までに、その資産が所在する市区町村に申告する必要があります。

1 債却資産の範囲

① 対象となるもの

構築物、建物附属設備（家屋と構造上一体のものを除く）、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等

② 対象とならないもの

自動車税の課税対象となるもの、無形固定資産、繰延資産等

2 課税標準及び税額の算定方法

① 課税標準

賦課期日現在の評価額と定率法により算出した帳簿価額のうち、いずれか高い方の金額

② 評価額の算出方法

前年中に取得した資産 … 評価額 = 取得価額 × 半年分の減価残存率

前年前に取得した資産 … 評価額 = 前年度評価額 × 1年分の減価残存率

③ 税額 = 課税標準額 × 税率 (100分の1.4)

3 法人税と固定資産税(債却資産)の取扱い

項目	法人税	固定資産税(債却資産)
債却計算の基準日	事業年度(決算日)	賦課期日(1月1日)
減価償却方法 (平成19年4月1日以降取得資産)	建物…新定額法 その他…新定額法、250%定率法の選択	原則…新定率法 特例…取替法、生産高比例法
減価償却方法 (平成19年3月31日以前取得資産)	建物…旧定額法(注1) その他…旧定額法、旧定率法の選択	原則…旧定率法 特例…取替法、生産高比例法
前年取得資産の償却方法	月割償却	半年償却
圧縮記帳、特別償却、割増償却	適用あり	適用なし
増加償却、陳腐化償却	適用あり	適用あり
耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の資産	一時損金算入が可能	申告対象外(注2)
取得価額10万円以上20万円未満の資産	3年均等償却が可能	3年均等償却を選択した場合は申告対象外(注2)
中小企業者の少額資産特例適用資産(取得価額30万円未満)	一時損金算入が可能 (1事業年度あたり300万円を限度)	申告対象

(注1) 平成10年3月31日以前取得の建物は、旧定額法と旧定率法の選択が可能

(注2) 通常の減価償却を実施している場合は、債却資産の申告が必要

お見逃しなく！

- 免税店…一の市区町村において有する債却資産の課税標準合計が150万円未満の場合
- 賃借により使用している事務所等について実施した内装工事や造作工事については、家屋に該当するものであっても、債却資産として取り扱われます。

このニュースレターはWebで随時公開していきます。<http://www.gtjapan.com>

© 太陽ASGグループ(Grant Thornton Japan Ltd.)

大切なことだから、
ゆづくりと相談したい。



りゅうぎん休日ローン・資産運用 相談会

お近くのりゅうぎん窓口へ
日曜日
午前10時
から

相談会の日程

平成20年

1/20日, 2/17日, 3/9日

AM10:00 ~ PM 4:00

ご相談に応します

ご相談
内 容

- ・教育ローン
- ・住宅ローン
- ・資産運用

全店一斉開催

(東京支店・出張所は除く)

※那覇・牧、午前住宅ローンセンターでは
住宅ローンのご相談のみとなります。

南部地区

- 本店
- 壱屋支店
- 松尾支店
- 泊支店
- 与儀支店
- 上ノ郷支店
- 小祿支店
- 大源支店
- 寄宮支店
- 曾里支店
- 桶川支店
- 安謝支店
- 古波羅支店
- 国場支店
- 石嶺支店
- 田原支店
- 吉島支店
- 金城支店
- 豊見城支店
- 南高原支店
- 糸満支店
- 西崎支店
- 与那原支店
- 佐敷支店
- 東高原支店
- 那覇住宅ローンセンター

北部地区

- 名護支店(ローンプラザ北部店)
- 大宮支店
- 金武支店
- 本部支店

中部地区

- 浦添支店
- 城間支店
- 牧港支店
- 内閣支店
- 安波茶支店
- 商業性地支店
- 背天間支店
- 大瀬名支店
- 笠野支店
- 真栄里支店
- 安里支店
- 古波羅支店
- コザ支店
- コザ十字路支店
- 諸見支店
- 泡瀬支店
- 石川支店
- 西原支店
- 坂田支店
- 北中城支店
- 北谷支店
- 喜手納支店
- 諸見支店
- 具志川支店
- 赤道支店
- 屋慶名支店
- 中部住宅ローンセンター

離島

- 久米島支店
- 宮古支店
- 八重山支店

相談会のお問い合わせは、お近くのりゅうぎん窓口か下記のフリーコールへ



0120-19-8689

受付時間：月～金 9:00～17:00

(銀行休業日を除きます)

なが~い おつきあい

リュウギン
琉球銀行

中小企業の事業承継対策 —資産と経営別に施策—

同族企業が大多数を占める中小企業にとって、経営者の交代に際して事業をいかに引継いでいくかという問題は重要な課題となっています。

中小企業経営者の約4割が事業承継を行うにあたって何らかの障害があると認識している、という統計もあります。

事業承継対策は、大きく分けて「資産の承継」と「経営の承継」に分かれます。「資産の承継」は相続税対策、自社株対策、親族への対策、等であり「経営の承継」は後継者対策、新経営体制対策、経営権承継、等になります。

「経営の承継」という点から見てみると、子息・子女への承継がこの20年間でほぼ半減している一方で、最近では4割近くの企業が従業員への承継やM & A等の「親族外承継」となっています。現在では、いかに親族への事業承継が難しくなっているか、ということがわかるかと思います。

中小企業経営者の平均年齢も60歳に近くなっています。経営者の高齢化も進んでいます。そういった状況下、後継者がいないことを理由とする廃業が年間7万社にのぼるといわれています。

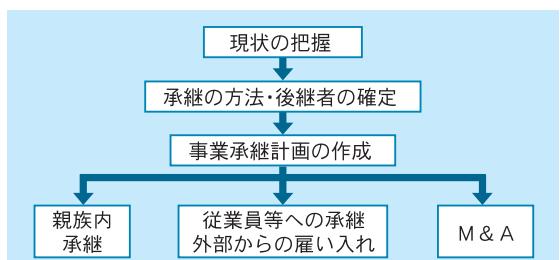
後継者不在あるいは事業承継対策が不十分であったために会社に混乱を来たす、あるいは廃業にいたる、ということを避けるためにも事業承継対策は非常に大切な経営課題といえるでしょう。

事業承継対策を確実に計画・実行することにより、明るく夢のある事業承継を成功させましょう。



琉球銀行企業支援部金融サービス室
調査役 大城 康之

事業承継フロー図



(出所)事業承継協議会「事業承継ガイドライン」

浦添市てだこホール

—国際性ゆたかな文化都市の新しいシンボル—

浦添市の文化芸術振興の拠点である「てだこホール」は2007年4月28日のオープン以来施設利用者数8万945人、稼働率89.3%と順調に推移しています。運営は民間の経営視点を取り入れた指定管理者制度を導入し、客席1001席、障害者用イヤホンなどバリアフリー設備を備え、舞台芸術、講演会など多様なイベントに対応できる多目的ホールとして市民の人気を集めています。07年度中には大ホール棟、生涯学習棟に加え、客席303席の小ホール棟も完成する予定です。

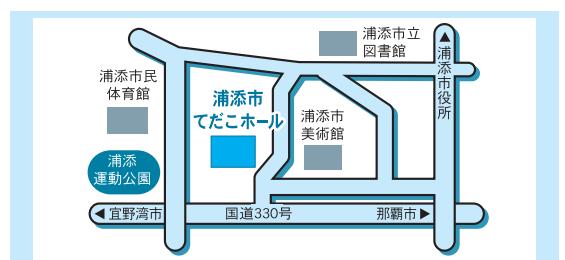
「てだこホール」はSACOの補助事業として建設されました。SACO補助事業とは、新たな防衛施設や訓練の移転先となる周辺住民の生活への影響を緩和するため、関係自治体が実施する事業に対し国が助成するものです。浦添市ではSACO補助事業・交付金事業として、海ぶどう養殖施設整備事業、まちなか公園整備事業、児童センター建設事業、教育施設整備事業、母子寮建設事業、老人福祉施設建設事業などの振興策事業が実施され社会資本や公共施設が整備されています。振興策事業の総額は、81億2,486万円で、そのうち75億4,956万円が国からの助成金です。

「てだこホール」のある浦添カルチャーパーク内には浦添市美術館や市立図書館があり、総合文化活動の拠点施設としての役割が期待されています。また国道330号からの車両乗り入れ、駐車場の増設計画などがあること



琉球銀行 牧港支店長
永山 孝

から、今後ますます人気が高まりそうです。



ニライ橋・カナイ橋のあるまち南城市 —日本一元気な市に期待—

私の勤務地は南城市にありますが、南城市を「どんなところ？」と思われている方がまだ多いと思います。

きらめく太陽、風にふれる緑、豊かな水、どこまでも蒼く美しい海…海のはるか彼方にある楽園・ニライカナイから創世神・アマミキヨが降り立った神聖なる地で、琉球聖地巡礼「東御廻り(あがりうまーい)」にゆかりの深い聖地を数多く有し、恵まれた自然環境と琉球民族癡祥の地として長い歴史と文化を背景に、2006年1月に、佐敷町、知念村、玉城村、大里村が合併し南城市が誕生をあげました。

南城市は、美しい自然と神の島・久高島や世界遺産に登録された斎場御嶽や島添(しましー)大里グスク、佐敷上(うい)グスク、糸数城跡等のグスク等を数多く擁しています。那霸市近郊レジャー地として人気が高く、あざまサンサンビーチ、新原ビーチ等があり、観光客や中南部からの県内客の憩いの場所として定着しています。

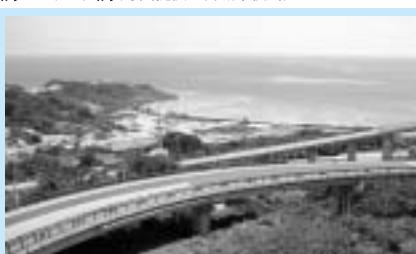
産業は、モズク、海ぶどう、エビの養殖や海産物の加工販売、薬草の栽培および加工販売が盛んです。イベントでは11月に開催される尚巴志ハーフマラソンがあり、県内最大のハーフマラソンとして県内外のジョガーから風光明媚な景色を見ながらの大会として人気を博しています。これらの観光資源や產品を通じて、その魅力を最大限に活かし、人と自然が調和した「日本一元気で魅力ある南城市」の実現を目指しています。南城市的自然、

文化に魅せられた全国のファンと共に今後の発展に大いに期待したいものです。



琉球銀行 佐敷支店長 石垣 永信

ニライ橋・カナイ橋(写真提供 南城市役所)



出所(参考):南城市琉球のスピリチュアリティを求めてより

整備が進む那覇港 — 県経済の発展にも寄与 —

島嶼県である沖縄県にとって、港湾は人・物を輸送する重要な拠点です。また観光産業を振興する上でも大きな期待が寄せられています。今回は更なる発展が期待されるわが県の海の玄関口である那覇港を取り上げたいと思います。

那覇港は、国の重要港湾、中核国際港湾に指定されており、①那覇ふ頭地区(鏡水の軍港前面から三重城周辺)②泊ふ頭地区(とまりん及び若狭海浜公園周辺)③新港ふ頭地区(安謝、港町周辺)及び④浦添ふ頭地区(浦添市西洲、及び牧港補給地区地先海域)の4地区からなっています。

中でも浦添ふ頭地区は、新港ふ頭地区の機能を一部分担しており、県内の卸商業の近代化、合理化のため沖縄県卸商業団地(浦添市西洲)として埋め立てられ、多くの企業が進出しています。また、この地区の北側(米軍キャンプキンザーの前面海域)は浦添市の「西海岸開発計画」として埋め立てが計画されています。

浦添ふ頭地区の整備は那覇港港湾計画の中で、港湾管理者が行う事業と、浦添市が事業主体として整備する都市機能用地及び交流拠点用地が計画されており、順調に行けば2008年中に埋め立て免許を取得し、09年3月頃を目処に着工する見通しです。道路用地としては宜野湾バイパスから那覇空港線に接続する臨港道路も整備される予定です。

港湾整備事業は県経済の発展に大きく関わってきます。



琉球銀行 商業団地支店長
伊佐 博

沖縄県の地勢的特性の見地からも
今後の進展が大いに注目されています。



沖縄県卸商業団地の上空写真(沖縄県卸商業団地協同組合パンフレットより)

琉球銀行

那覇新都心支店

2007年12月25日(火)
新設オープン

ますます進化する街、

那覇新都心にいよいよオープン!

地域の皆様に愛される銀行を

目指してまいります。

どうぞよろしくお願ひ致します。



外観イメージ

◆ 営業時間 ◆	
窓口	午前9:00～午後4:00
ATM	平日 午前7:00～午後10:00 土・日祝祭日 午前9:00～午後8:00



那覇新都心支店

TEL.098-864-2233

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目2番1号



経済日誌

沖 縄

全国・海外

- 11.5 県産業振興公社によると2007年7~9月期の県内中小企業の業況判断指数(DI)は、全産業でマイナス12.4となり、前回調査より3.6ポイント悪化した。
- 11.10 東燃ゼネラル石油は、保有する子会社の南西石油(西原町)の全株式をブラジルの国営石油会社ペトロプラスへ売却することで合意した。売却総額は55億円の見込み。
- 11.13 家具などを販売する大川(那覇市)は、沖縄市与儀にインテリア専門のショッピングモールを建設する。建物の延べ床面積は約2万2,500m²で、08年7月のオープン予定となっている。
- 11.14 東京商エリサーチ那覇支店が発表した06年度の県内建設業完工工事高ランキングによると、年間10億円以上の完工高を計上した企業は前年度比1社減の140社で、完工高は同3.1%減の3,218億8,500万円と過去10年間で最低となった。
- 11.16 県内地銀三行の中間決算は、景気の回復傾向などにより貸出金の残高は増加したもの、預資金利の上昇に対して貸出資金利が追いつかず、収益は伸び悩んだ。
- 11.21 リュウギン総研の試算による改正建築基準法の県経済に与える影響は、工事の減少が年内続いた場合の経済損失額は約1,507億円に上り、年度内続いた場合は約2,020億円に上ると試算した。
- 11.30 豊見城市は、瀬長島の市有地を旅行業のホワイト・ベア・ファミリー(大阪市)のグループ会社に賃貸する。客室数約120室の4階建てホテルと温泉施設の建設が予定されており、09年11月の開業予定。
- 11.30 国土交通省が発表した県内の10月の新設住宅着工戸数は、前年同月比65.8%減の589戸と4カ月連続のマイナスとなった。

- 11.6 会社更生法の適用を申請していた英会話学校の最大手NOVAの保全管理人は、同社の事業の一部を、外食事業などを展開するジーコミュニケーショングループに営業譲渡し、残りの事業は清算するとした。
- 11.13 内閣府が発表した07年7~9月期の国内総生産(GDP、季節調整値)の速報値は、物価変動を除いた実質で前期比0.6%増、年率換算で2.6%増と2・四半期ぶりにプラス成長となった。
- 11.20 米連邦準備理事会(FRB)の米経済見通しによると、08年の実質経済成長率は1.8~2.5%と、7月に公表した予測の2.5~2.7%を下方修正した。信用力の低い個人向け住宅融資(サブプライムローン)問題などが影響するとみられている。
- 11.22 日本たばこ産業(JT)と即席めん最大手の日清食品は、冷凍食品大手の加ト吉を共同で買収すると発表した。買収額は約1,090億円となり、買収後に3社の冷凍食品部門を統合予定。統合後の売上は約2,600億円と国内最大規模となる。
- 11.26 世界最大の金融グループであるシティグループは、アラブ首長国連邦(UAE)アブダビ首長国政府のアブダビ投資庁(ADIA)から75億ドル(約8,000億円)の出資を受け入れると発表した。
- 11.30 延べ床面積が1万m²を超す商業施設の郊外への立地を原則的に禁止する改正都市計画法が全面施行された。これにより、都市計画区域のうち、立地が制限される土地の比率は改正前の13%から97%に拡大する。
- 11.30 國土交通省が発表した10月の新設住宅着工戸数は、改正建築基準法の影響が続き前年同月比35.0%減の7万6,920戸と4カ月連続のマイナスとなった。

Economic Indicators vol.1

沖縄県内の主要経済指標(その1)

	百貨店 売上高	スーパー 売上高 (既存店)	スーパー 売上高 (全 店)	電気製品 卸売額	新車販売 台 数	泡 盛 出荷量	公共工事請負額	建築着工床面積		
暦年	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	百万円	前年比	千平米	前年比
2004	▲4.4	▲3.9	1.3	0.7	4.1	12.9	281,802	▲14.6	2,005.4	▲2.8
2005	▲1.4	▲1.5	1.9	3.8	8.0	▲4.0	270,471	▲4.0	1,952.7	▲2.6
2006	0.0	▲0.6	1.8	5.3	5.0	▲2.0	242,038	▲10.5	2,383.5	22.1
2006 9	2.1	0.5	2.7	11.7	▲3.7	▲10.4	39,466	17.8	207.3	11.1
10	0.4	▲1.1	2.0	▲18.5	▲4.3	0.1	28,081	▲6.6	238.3	15.6
11	1.4	▲0.4	2.4	▲6.0	▲2.5	4.9	20,022	4.3	190.1	11.5
12	▲4.7	▲1.1	1.2	4.8	14.1	2.1	19,630	7.8	245.4	99.2
2007 1	1.1	▲0.4	1.8	14.1	▲1.9	▲12.5	12,376	▲22.0	190.1	54.0
2	2.5	1.4	3.4	8.4	▲2.9	▲2.7	11,548	▲37.2	141.9	▲18.3
3	2.4	0.5	3.2	▲15.2	▲11.5	▲6.5	58,189	114.5	113.4	▲32.5
4	▲4.8	▲0.2	2.7	▲4.7	▲8.8	3.2	7,964	▲53.6	230.1	▲13.2
5	5.6	▲0.1	2.3	▲1.7	▲6.8	▲3.3	11,809	24.1	178.3	▲6.4
6	3.9	▲2.4	0.5	▲2.4	▲0.2	▲2.6	26,365	93.3	294.1	63.2
7	▲7.8	▲2.2	▲0.5	1.9	▲1.2	▲6.1	18,714	34.5	104.9	▲51.1
8	13.0	4.2	6.5	10.3	▲3.5	7.8	23,058	20.1	83.5	▲55.4
9	0.4	1.4	3.7	1.6	2.8	▲5.2	27,028	▲31.5	102.7	▲50.5
10	▲1.8	0.0	1.4	5.1	0.1	—	32,430	15.5	—	—
出所	りゅうぎん総合研究所調べ				自販協	酒造連	西日本建設業保証 沖縄支店	国土交通省		

注) 新車販売台数の出所は沖縄県自動車販売協会、泡盛出荷量は沖縄県酒造組合連合会。

注) 電気製品卸売販売額は2007年6月より調査先が10社から9社ベースへと変更になったが、07年6~9月は10社ベースとの比較であり、実際より低めに推移したとみられる。07年10月より前年分を修正したため9社ベースでの比較となる。

	新設住宅着工戸数		建 設 受注額	セメント 出荷数量	生 コン 出荷数量	鋼 材 売上高	建 材 売上高	入域観光客数		観光施設 入場者数
暦年	戸	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	千人	前年比	前年比
2004	13,502	▲2.7	▲6.9	▲0.5	1.0	30.6	▲0.7	5,153.2	1.3	▲7.5
2005	14,503	7.4	▲8.3	▲4.4	▲3.9	3.0	▲2.6	5,500.1	6.7	0.8
2006	16,266	12.2	6.8	▲5.0	2.2	▲1.3	4.7	5,636.9	2.5	7.2
2006 9	1,473	14.3	30.1	▲9.0	▲5.7	4.1	11.3	490.4	▲0.2	3.1
10	1,724	38.3	19.2	▲7.9	3.7	13.1	10.7	519.9	8.3	13.4
11	958	▲20.6	41.4	▲5.7	▲1.8	▲5.7	▲9.2	474.5	6.1	8.7
12	1,214	23.6	▲2.3	▲2.8	▲3.9	▲2.6	▲2.2	455.1	3.2	10.0
2007 1	1,350	60.7	216.1	11.5	17.2	16.5	16.0	435.8	4.4	7.7
2	1,014	▲23.1	79.1	15.5	7.8	14.0	11.6	465.6	6.9	14.4
3	889	▲21.2	17.4	7.9	13.4	23.4	16.9	557.7	3.5	1.2
4	1,331	▲19.0	▲21.9	▲1.1	▲2.4	12.8	▲6.0	475.3	4.8	6.8
5	1,160	▲4.8	▲0.2	8.4	7.9	29.4	▲11.7	420.4	0.6	3.2
6	1,599	24.3	117.6	2.4	3.7	6.0	1.5	417.2	3.2	7.3
7	681	▲61.0	95.9	▲7.8	▲16.5	14.1	▲13.7	447.6	3.5	▲1.2
8	608	▲64.6	▲27.6	▲4.9	▲3.2	13.5	▲17.4	614.2	7.9	16.7
9	575	▲61.0	▲8.9	▲8.7	▲9.5	▲6.2	▲17.4	528.4	7.7	14.5
10	—	—	▲22.7	▲3.0	▲5.5	▲27.1	▲18.6	519.7	0.0	▲2.3
出所	国土交通省		りゅうぎん総合研究所調べ					沖縄県観光商工部 観光企画課	りゅうぎん 総合研究所	

注) 生コンは06年4月より調査先数を変更した(生コン協同組合の減少による)。

Economic Indicators vol.2

沖縄県内の主要経済指標(その2)

	ホテル稼働率 (実数)		ホテル売上高 (前年比)		ゴルフ場 入場者数	広告収入	鉱工業生産指数 (季調値)		電力使用量	
暦年	市内	リゾート	市内	リゾート	前年比	前年比	2000年=100	前年比	百万KW	前年比
2004	77.0	74.5	▲0.7	▲0.2	▲5.3	▲0.7	91.7	▲3.0	3,414	▲18.0
2005	79.3	78.3	2.9	3.2	▲5.9	0.3	87.0	▲5.1	3,283	▲3.8
2006	78.9	78.6	▲2.7	3.4	▲5.8	▲2.0	84.2	▲3.2	3,316	1.0
2006 9	72.3	84.6	▲7.1	5.1	3.1	▲6.6	87.6	▲3.1	360	1.5
10	84.5	86.4	▲2.3	6.1	▲1.2	0.7	85.4	▲3.0	322	▲3.9
11	85.1	71.7	1.4	▲1.2	▲5.0	▲3.9	87.1	▲1.5	300	▲0.3
12	73.7	62.8	▲6.0	▲1.4	▲2.9	▲5.5	86.3	▲4.2	252	3.6
2007 1	78.6	70.8	2.4	▲0.7	▲3.5	0.4	91.7	4.7	237	6.5
2	91.5	85.4	4.2	4.1	2.6	▲3.8	91.3	4.4	219	2.4
3	85.9	86.5	▲2.2	3.6	▲1.6	▲4.0	82.2	6.6	207	2.7
4	72.9	78.5	▲1.1	5.7	2.3	0.5	78.3	▲4.5	237	4.6
5	62.0	70.9	▲9.6	▲4.4	5.9	▲3.9	82.5	▲3.4	237	1.2
6	74.3	73.1	1.9	▲0.1	10.5	▲3.8	80.4	▲3.5	286	▲1.7
7	67.6	85.3	▲9.3	2.1	4.1	1.9	77.6	▲7.2	332	0.8
8	84.4	94.0	▲1.5	6.6	1.1	1.4	88.5	6.7	376	3.4
9	81.8	91.7	2.9	2.1	2.0	▲1.7	-	-	360	▲0.2
10	78.3	85.7	▲10.4	0.3	1.1	-	-	-	-	-
出所	りゅうぎん総合研究所調べ					県企画部統計課		電気事業連合会		

注) ゴルフ場は、2006年10月より調査先を9ゴルフ場から8ゴルフ場とした。

注) ホテルは、2007年7月より調査先を18ホテルから19ホテルとした。

注) 鉱工業生産指数の暦年値、前年比は原指数の増減率。

	企業倒産件数	負債総額		消費者物価指数	失業率 (未季調値)	就業者数	有効求人倍率 (季調値)	新規求人 人数 (県内)	通關輸出	通關輸入
暦年	件	百万円	前年比	前年比	%	前年比	倍	前年比	百万円	百万円
2004	83	34,176	▲37.2	0.1	7.6	2.2	0.40	14.8	74,694	185,777
2005	80	57,269	67.6	▲0.3	7.9	0.5	0.43	10.6	74,608	210,046
2006	83	48,250	▲15.7	0.0	7.7	▲0.2	0.46	5.6	111,241	240,970
2006 9	8	1,450	▲94.2	0.5	7.8	2.2	0.49	12.6	7,023	15,399
10	9	2,573	138.2	0.5	7.4	0.5	0.47	▲2.1	12,207	19,101
11	3	305	▲86.4	0.4	7.1	▲0.3	0.43	▲18.8	10,047	18,228
12	7	25,580	10,558.3	0.3	7.2	▲1.7	0.43	1.4	5,284	13,369
2007 1	7	735	162.5	0.0	7.6	▲4.0	0.37	▲17.7	4,105	16,788
2	4	300	▲91.6	0.1	7.6	▲2.1	0.40	▲8.6	2,471	18,603
3	4	353	▲79.2	▲0.1	7.5	▲2.6	0.43	▲2.7	2,717	18,234
4	7	1,561	36.2	0.0	8.0	▲3.7	0.43	▲10.4	2,687	15,038
5	11	1,089	▲48.6	0.0	7.3	▲1.0	0.42	▲6.7	2,545	16,203
6	5	1,750	▲13.1	▲0.4	7.5	0.0	0.44	▲14.7	9,824	8,160
7	4	362	▲90.8	0.2	7.9	▲0.5	0.43	▲25.5	5,164	15,927
8	8	720	▲79.9	0.0	7.5	0.0	0.44	▲7.6	3,259	24,244
9	4	433	▲70.1	0.0	7.6	0.5	0.44	▲21.5	7,551	16,152
10	7	983	▲61.8	-	-	-	-	-	-	-
出所	東京商エリサーチ沖縄支店			県企画部統計課			沖縄労働局		沖縄地区税關	

注) 有効求人倍率は、2005年12月以前は新季節調整値により改訂された。

注) 消費者物価指数は、2006年7月より2005年=100に改定された。

Financial Statistics

沖縄県内の金融統計

	銀行券 発行額	銀行券 還収額	銀行券 増減 (▲還収 超)	貸出金利 (地銀3行)	手形交換高(金額は億円)				不渡実数 (金額)	不渡 発生率
年度	億円	億円	億円	月末%	千枚	前年比	金額	前年比	百万円	%
2004FY	4,178	5,265	▲1,087	2.644	548	▲11.7	8,574	▲8.2	2,066	0.241
2005FY	3,384	4,630	▲1,309	2.634	471	▲13.9	7,998	▲6.7	1,583	0.198
2006FY	3,472	4,827	▲1,342	2.637	432	▲8.3	7,655	▲4.3	2,850	0.372
2006 9	211	406	▲ 195	2.533	32	▲16.5	569	▲14.3	425	0.747
10	284	395	▲ 81	2,619	39	5.6	643	8.2	293	0.456
11	253	378	▲ 125	2,614	36	▲4.7	585	3.7	177	0.302
12	603	218	385	2,637	35	▲8.0	608	▲7.7	172	0.282
2007 1	124	655	▲ 531	2,629	36	▲0.1	588	▲1.4	99	0.169
2	288	364	▲ 75	2,590	34	▲4.1	562	1.6	73	0.130
3	307	414	▲ 107	2,523	34	▲12.8	634	▲14.4	43	0.068
4	358	344	14	2,611	34	1.1	609	4.5	156	0.256
5	240	598	▲ 357	2,596	41	▲1.6	717	▲14.6	383	0.534
6	329	322	6	2,627	32	▲16.1	490	▲34.4	109	0.222
7	271	406	▲ 135	2,609	38	4.8	686	4.5	177	0.259
8	276	421	▲ 144	2,609	35	▲5.2	574	▲10.5	91	0.159
9	259	391	▲ 131	2,578	29	▲8.4	491	▲13.7	28	0.056
10	—	—	—	—	38	▲3.4	578	▲10.1	70	0.120
出所	日本銀行那覇支店				那覇手形交換所					

注) 不渡発生率は、不渡実数(金額) ÷ 手形交換高(金額) × 100

	地銀3行預金量 (信託勘定含む末残)		郵便貯金 (未残)		地銀3行融資量 (信託勘定含む末残)		沖縄振興開発 金融公庫融資量 (末残)		沖縄県信用保証協 会債務残高	
年度	億円	前年比	億円	前年比	億円	前年比	億円	前年比	億円	前年比
2004FY	30,723	2.8	9,244	▲5.2	24,414	0.6	14,154	▲5.9	1,420	▲7.4
2005FY	30,548	▲0.6	8,559	▲7.4	23,921	▲2.0	13,067	▲7.7	1,313	▲7.5
2006FY	31,604	3.5	—	—	25,123	5.0	12,393	▲5.2	1,273	▲3.0
2006 9	30,646	1.0	—	—	23,712	▲0.9	12,584	▲7.7	1,245	▲5.6
10	29,816	0.6	—	—	23,316	▲0.6	12,527	▲7.6	1,245	▲5.4
11	30,252	0.6	—	—	23,373	▲0.4	12,454	▲7.6	1,236	▲5.2
12	30,310	0.7	—	—	23,658	▲1.0	12,363	▲7.6	1,254	▲3.8
2007 1	29,932	1.6	—	—	23,633	▲0.5	12,290	▲6.8	1,241	▲4.6
2	30,144	1.5	—	—	24,074	0.4	12,252	▲7.1	1,239	▲4.0
3	31,604	3.5	—	—	25,123	5.0	12,393	▲5.2	1,273	▲3.0
4	31,320	2.3	—	—	24,381	6.4	12,331	▲5.0	1,245	▲3.3
5	30,971	2.5	—	—	24,203	6.4	12,275	▲5.4	1,185	▲4.4
6	31,879	3.3	—	—	24,189	5.3	12,209	▲4.5	1,131	▲7.3
7	30,993	3.1	—	—	24,305	5.8	12,132	▲4.3	1,130	▲7.9
8	30,899	2.8	—	—	24,331	5.6	12,064	▲4.3	1,142	▲8.0
9	31,356	2.3	—	—	24,914	5.1	12,059	▲4.2	1,148	▲7.8
10	30,691	2.9	—	—	24,705	6.0	11,988	▲4.3	—	—
出所	琉球銀行		総務省		琉球銀行		沖縄振興開発金融 公庫		沖縄県信用保証協会	



とくとく
サービス!!

りゅうぎん ポイントサービス

ポイント数に応じてサービスいろいろ!

ながいあつきあい
りゅうぎん
琉球銀行

とくとく特典

特典1

ATM時間外
手数料が
無料

特典2

通帳・証書の再発行手数料が無料
キャッシュカード(磁気・IC)の発行手数料
(更新・再発行を含む)が無料

特典3

トラベラーズチェック
発行手数料が5割引
※最低手数料500円はかかります。

特典4

海外送金手数料から
100円割引

特典5

ATM・インターネット
振込手数料割引

特典6

各種個人向けローンの
金利優遇(0.5%~1%優遇)
※対象ローンはポイントサービスのチラシ
にてご確認下さい。

ポイントサービスとは!

日頃お世話になっているお客様に対し、毎月のお取引内容をポイント化し、その合計ポイントに応じて手数料割引または金利優遇等の特典が受けられるサービスのことをいいます。

シルバーコース 50point 以上

ゴールドコース 100point 以上

エクセレントコース 200point 以上

ポイントサービスのお申込みがまだの方は、店頭のポイントサービス申込み用紙にご記入のうえ、窓口または郵便にてお申込み下さい。



※商品についての詳しいお問い合わせは、りゅうぎん窓口かフリーコールまで。



0120-19-8689

琉球銀行 ポイントサービス

<http://www.ryugin.co.jp/>

検索

特集レポートバックナンバー

■平成18年

- 4月 (No.438) 沖縄県内における2006年プロ野球春季キャンプの経済効果
- 5月 (No.439) 泡盛業界の現状と課題展望
2005年度の沖縄県経済の動向
- 8月 (No.442) 寄稿 地方経済の新たな胎動
沖縄の経済統計に思うこと
特集 ガソリンスタンド(サービスステーション)の動向
- 9月 (No.443) トピックス ファミリービジネスとFBN
寄稿 最近の景気回復と地域経游
特集 沖縄県の主要経済指標
- 10月 (No.444) 経営トップに聞く 株式会社沖縄バヤリース
- 11月 (No.445) 経営トップに聞く 株式会社フロンティアオキナワ21
トピックス FBNサミット視察ツアー参加報告
寄稿 沖縄観光の現状と課題
- 12月 (No.446) 経営トップに聞く 株式会社基土木
特集 第20回東京ビジネスサミット
寄稿 シリコンバレー成功の鍵～沖縄へのヒント～

- 5月 (No.451) 経営トップに聞く オキコ株式会社
寄稿 脱コモディティ化のマーケティング戦略
An Entrepreneur 共立創研株式会社
- 6月 (No.452) 経営トップに聞く 沖縄製粉株式会社
An Entrepreneur 沖縄健康社有限会社
寄稿 沖縄の企業の現状と課題
経済レポート 沖縄県内における2007年
プロ野球春季キャンプの経済効果
- 7月 (No.453) 経営トップに聞く 株式会社アサヒ
An Entrepreneur 有限会社ちゅら企画販売
寄稿 小国マルタの躍進とガバナンスの可能性
特集 りゅうぎんビジネスクラフトップセミナー
- 8月 (No.454) 経営トップに聞く 医療法人球陽会 海邦病院グループ
An Entrepreneur 有限会社アーキテクト・
デザイン・トオーラス
寄稿 知的資産情報のディスクロージャー
経済レポート 宮古アイランドロック
フェスティバル2007経済効果
特集 名護市金融特区の現状と今後の課題
- 9月 (No.455) 経営トップに聞く 沖縄ビル管理株式会社
An Entrepreneur 株式会社 高野屋
寄稿 ニューエコノミー時代における新技術戦略
-韓国ADSL技術開発の事例分析
経済レポート レンタカー業界の動向
- 10月 (No.456) 経営トップに聞く 株式会社日進
An Entrepreneur 有限会社 沖縄ゼネラル
寄稿 統計データからみる沖縄県の情報サービス産業
- 11月 (No.457) 経営トップに聞く
株式会社琉球ネットワークサービス
An Entrepreneur
株式会社たまぐすく村のさとうきび酢
寄稿 地域活性化と地域ブランド戦略

■平成19年

- 1月 (No.447) 経営トップに聞く 特定非営利活動法人 NDA
寄稿 県内市町村の財政状況
特集 沖縄県経済の2006年の回顧と2007年の展望
- 2月 (No.448) 経営トップに聞く 株式会社まえさと
特集 りゅうぎんビジネスクラフトップセミナー
特集 沖縄県の主要経済指標
- 3月 (No.449) 経営トップに聞く セコム琉球株式会社
寄稿 多様化する韓国人の九州観光
- 4月 (No.450) 経営トップに聞く 平安座総合開発株式会社
寄稿 団塊世代の退職と沖縄への影響

おかげさまで創立34周年！

お客様への誠実を貫く 「お客様第一」がリウコムの経営理念です。

昭和48年の創業以来、金融システムをベースに県内の多くの法人企業や公共部門の基幹システムの運用管理、開発を初めシステムインテグレーションやインターネットサービスまでご支援させて頂いております。



■主な業務開発実績

業種	サービス実績	形態
官 公 庁	行政情報システム	開 発
//	文書管理システム	開 発
//	経費精算システム	開 発
//	旅費計算システム	開 発
自 治 体	人事管理システム	J V
//	給与管理システム	開 発
//	土木工事精算システム	開発・運用
//	防災情報管理システム	開 発
//	財務会計システム	開 発
//	学校基本調査業務	運 用
//	県立高校授業料等口座振替処理業務	開発・運用
//	図書館情報システム	導 入
企 業	汎用自働システム	開発・運用
//	勘定系・情報系システム	開発・運用
//	担保評価システム	開 発
//	健康保険組合システム	開発・運用
//	信用情報管理システム	開 発
//	リース料金支払システム	S I
//	総合融資管理システム	S I
保 喫	損害保険情報システム	開発・運用
//	特定代理店システム	開発・運用
//	総合賃貸管理システム	開 発
医 療	病院向け総合医療情報システム	開発・運用
//	入院ドック管理システム	開発・運用
//	レセプトチャーリックスシステム(レセプト博士)	バッケージ
企 業・団体	国保審査支払請求業務	開発・運用
//	国保新・保険者事務共同電算処理システム	導 入
//	介護保険審査支払いシステム	導 入

業種	サービス実績	形態
企業・団体	国保マップ作成システム開発	開 発
//	国保レセプトオンライン請求システム	導 入
//	国保医療費分析システム開発	開 発
//	学校請経費回収業務(学校版ワードネット)	開発・運用
//	給与計算業務	開発・運用
//	情報化街づくり事業	開 発
//	奨学生貸与償還システム	S I
//	GISクリアリングハウス	開 発
//	大学向け財務会計システム	開 発
//	企業団体代金回収業務(企業版ワードネット)	開発・運用
//	企団体向けホームページ作成	開 発
//	POS専門店システム	環境構築
//	生牛共販システム	S I
//	不動産管理システム	開発
//	販売管理システム	開発
//	販売ルート管理システム	S I
//	LPG給合情報システム	S I
//	ゴルフ場システム	バッケージ
//	ホテルシステム	バッケージ
//	チケット管理システム	バッケージ
//	社員販売管理システム	バッケージ
//	基幹システム導入	環境構築
//	サーバハウジング業務	運 用
//	Web給与エントリーシステム開発	開発・運用
//	県外顧客システム開発全般	開 発
インフラ	ネットワーク構築	環境構築
//	インターネット接続導入	環境構築
//	インターネットサービスプロバイダ	運 用

沖縄のIT総合サービス企業



本社 〒900-0015 那覇市久茂地 1丁目7番1号

琉球リース総合ビル11階

TEL:098(867)2584 FAX: 098(867)2583

<http://www.ryucom.co.jp>



りゅうぎん調査

No.458

平成19年12月10日発行

発行所：株式会社りゅうぎん総合研究所

〒900-0025 那覇市壺川1丁目1番地9

りゅうぎん健保会館3階

TEL 835-4650 FAX 833-3732

印 刷：沖縄高速印刷株式会社